

平成26年3月版

山梨県学校防災指針

学校の災害対策編

(学校防災管理マニュアル作成指針)

1章 事前対策

(学校の災害に備えた体制づくり)

平成26年3月

山梨県教育委員会

目 次

学校の災害対策編 1章 事前対策		ページ
1 学校防災計画の策定と防災対策組織の確立	(1) 学校防災計画の作成	2
	(2) 学校での防災・災害対策組織の設置	2
	(3) 勤務時間外の学校教職員の参集体制	4
2 児童生徒等の安全確保体制	(1) 児童生徒等の安全確保のための避難計画の作成	5
	(2) 児童生徒等の帰宅方法の確認	5
	(3) 帰宅困難な児童生徒等の保護体制	6
	(4) 通学路の安全確認	6
3 連絡体制の整備	(1) 保護者等との連絡体制	7
	(2) 教職員との連絡体制	7
	(3) 教育委員会との連絡体制	8
	(4) 市町村災害対策本部への連絡体制	9
	(5) 地域自治会等との連絡体制	9
	(6) その他関係機関への連絡体制の確認	9
4 救護体制の確立	(1) 災害に備えた救護体制の確立	10
5 施設安全点検の実施	(1) 施設設備の安全対策	11
	(2) 災害用品点検	13
6 防災教育・防災研修・防災訓練の実施	(1) 児童生徒等に対する防災教育	14
	(2) 教職員に対する防災管理研修	15
	(3) 防災訓練	16
7 避難所運営計画の作成	(1) 避難所施設使用計画の策定	17
	(2) 避難所としての防災設備	18
	(3) 教職員の避難所対応体制の確認	19

1 学校防災計画の策定と防災対策組織の確立

(1) 学校防災計画の作成

学校防災計画の作成

学校は、地域の実情を踏まえ、大震災等の災害時に備え、児童生徒等の安全確保の体制、安全指導計画、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所の支援等の運営計画について記載した防災に関する危機管理計画（以下「学校防災計画」という。）の作成をそれぞれの学校ごとに行い、災害に対する事前の備えを十分にを行うことが必要である。

今回、山梨県教育委員会で作成した「山梨県学校防災資料 学校の災害対策編（学校防災管理マニュアル作成指針）」は、県立学校についてはこの指針を参考に学校の立地条件や地域の実情を勘案した中で各学校で定める防災計画を見直すものであり、市町村（組合）立小中学校については、市町村防災計画を踏まえた中で作成された市町村（組合）教育委員会の指針に基づいて各学校の実情を勘案して各学校において作成するものである。

また、これは、あくまで標準的な指針であり、各学校の実情に応じた実効性のある学校防災計画を作成することが重要である。

全教職員、保護者、地域等が参加して作る学校防災計画

学校防災計画は、教職員全員で作りに上げていくだけでなく、保護者や地域住民、市町村防災担当部局も参加した中で、それぞれの役割について十分に周知、理解しながら作成していくことで、災害発生時により実効性のある学校防災計画としていくことが重要である。

また、作成された学校防災計画は、状況の変化や、教職員構成・児童生徒等とその保護者・地域住民等も変わっていくため、常に見直しと周知を続けていく必要がある。

学校防災計画の報告

県立学校

県立学校については、山梨県立学校管理規則により、毎年度学校の警備及び防災の計画を作成し、4月末日までに県教育委員会に報告しなければならない。

(2) 学校での防災・災害対策組織の設置

学校の防災・災害対策組織の設置と役割

平常時

平常時には、管理組織として校長を委員長とする「学校防災対策委員会」を設置し、平素から学校の防災体制全体について把握する。

また、「学校防災対策委員会」の下に「学校防災対策組織」を設置し、それぞれの役割に応じた各係を設け、平時より連絡手段の整備や、避難方法の確認、備品物品の管理保管などを行うことにより、地震等発生時の災害対応が円滑に機能するようにする。

災害発生時

災害発生時には、平常時の「学校防災対策委員会」に替わる管理組織として校長を本部長とする「学校災害対策本部」を設置し、学校の災害対策組織が、円滑に機能するよう指揮統括する。

また、「学校災害対策本部」の下に「学校災害対策組織」を設置し、各係がそれぞれの役割に応じた対応を迅速に行い、被害を最小限にとどめるようにする。

学校防災・災害対策組織 (例)



学校の実態に合わせた組織

小規模な学校等にあっては、学校災害対策組織の各係の業務内容を災害発生直後に行わなければならないものと、その後実施すればよいものとに整理するなどして、学校の実情に合わせた学校災害対策組織等を編成する。

(3) 勤務時間外の学校教職員の参集体制

教職員の配備体制の確立

校長は、勤務時間外に地震災害が発生した場合の教職員の配備体制を明確にし、適切に初動体制を整え、応急対策ができるようにする。

また、遠隔地に居住し、交通機関の遮断等により配備につくことが困難と予想される者について、校長は当該教育委員会と協議し、その者が居住する地区の応急対策活動に従事することができるようあらかじめ計画しておく必要がある。

初動体制教職員の指名

校長は、勤務時間外に地震災害が発生した場合、直ちに参集が可能な教職員の中から初動体制教職員及び応援要員をあらかじめ指名し、地震災害発生後の応急業務が円滑に実施できるよう計画する。

係	役割	備考
初動体制教職員	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外に地震が発生し、勤務校が震度5弱以上のとき校長の指示に従って学校へ参集し、あらかじめ定められた応急業務に従事する 勤務時間外の警戒宣言発令及び地震が発生し勤務校が震度6弱以上だったとき直ちに学校へ参集し、速やかに学校災害対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められた応急業務に従事する 	交通機関等が途絶した場合でも、徒歩、自転車等により直ちに参集可能な教職員の中から校長が指名する
応援要員	勤務時間外の警戒宣言発令、地震災害発生に対して校長の指示に従って応急業務に従事する	初動体制教職員以外の者

教職員の配備体制 (例)

	配備基準 (勤務校)	配備人員	配備の内容
第一配備	震度4	<ul style="list-style-type: none"> 学校防災対策委員の一部 (校長・管理職等) 	<ul style="list-style-type: none"> 校長は、必要な学校防災対策委員と連絡を取り、被害状況を調査するとともに応急対策活動に着手する 災害の状況により、校長の判断で配備につく
第二配備	震度5弱 震度5強	<ul style="list-style-type: none"> 学校防災対策委員(全員) 初動体制教職員の一部 (校長の指示により参集) 	<ul style="list-style-type: none"> 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できる体制を整える 必要に応じて応急対策に着手する 学校防災対策委員及び初動体制教職員は、校長の判断で配備につく 状況の推移により第三配備体制につく 被害は震度5から格段に大きくなる
第三配備	震度6弱 震度6強 震度7	【全教職員参集】	<p>【学校災害対策本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初動体制教職員 直ちに配備につき所掌する応急対策活動を円滑に実施する 応援要員 校長の指示により配備につき所掌する応急対策活動を実施する 遠隔地に居住し、交通機関の途絶等による学校参集困難者 校長は当該教育委員会と協議し、その者が居住する地区の学校の応急対策活動に従事するよう指示する
警戒宣言発令		学校防災対策委員(全員)	学校災害対策本部の設置準備

2 児童生徒等の安全確保体制

(1) 児童生徒等の安全確保のための避難計画の作成

災害発生時別の避難計画の作成

校長は、児童生徒等の安全を確保するための避難計画を作成する。避難計画は、安全確保の上で配慮すべき学校の地理的状況等を踏まえ、登校時、授業中、休憩時、放課後、下校時、校外指導時、学校の管理下にある夜間・休日等に地震等による災害が発生した場合をそれぞれ想定して作成する。

それぞれの事例における行動マニュアル(例)は、【3章 災害発生直後対応の2 地震災害発生時別の児童生徒等の安全確保】に記載してあるため、これらを参考にして、各学校の実情に応じた避難計画を作成する。

避難経路については、経路の安全確認や表示板などの設置とともに、児童生徒等への周知を徹底させる。

また、地震発生後の校内での出火や、学校周辺での火災や土砂災害・地盤の液状化などの二次災害の発生について、市町村の防災部局とも相談の上で、これらの被害の想定を踏まえた上での避難計画を作成する必要がある。

校外活動を実施する場合における避難計画を含めた活動計画の作成

校外活動を実施する場合は、事前に経路、交通機関、宿舎等の状況並びに避難場所、避難経路等を十分把握し、災害発生時に児童生徒等の安全確保が適切になされるよう避難計画を含めて計画する。

校外指導時の災害発生を想定し、携帯電話や携帯ラジオ等の利用も含めた連絡体制をあらかじめ用意する。

避難場所の設定

避難場所の設定にあたり、あらかじめ定めておいた避難場所が被害を受けた例もあることから、あらゆるケースを想定し、地域の防災担当者や専門家等から指導、助言を受け、複数の安全な避難場所を選定する。

(2) 児童生徒等の帰宅方法の確認

児童生徒等の帰宅方法の確認

・校長は、災害時における児童生徒等の帰宅方法について保護者とも相談の上、災害の大きさ別の引渡しの判断や帰宅方法、連絡体制についてのルールを児童生徒等それぞれにあらかじめ定めておき、児童生徒等や保護者に対して、周知徹底することが重要である。

・安全が確認された場合の帰宅方法の確認(例)

「小学校」：保護者等への引渡し

「中学校」：教職員の引率による集団下校などや保護者等への引渡し

「高等学校」：グループ下校等、生徒の状況、地域の実情に応じた安全かつ確実な方法を定めておく。

「特別支援学校」：保護者への引渡しを原則とする。

緊急時連絡(引渡し)カードの作成

学校では次頁の「緊急時連絡(引渡し)カード」等を作成し、児童生徒等の帰宅方法や保護者との連絡手段について、あらかじめ確認しておくとともに、家庭、学校、本人が内容を共有する必要がある。

また、電話が使用できない時の連絡方法についても事前に確認しておく必要があるとともに、登下校時の避難場所についても家庭、学校、本人が事前に共有しておく必要がある。

緊急時連絡(引渡し)カードについては、個人情報が含まれるため、保管・管理について明確にしておくとともに、災害発生時には重要なものになるため、持ち出し方法についても明確にしておく。

緊急時連絡（引渡し）カード（例）

個人情報に配慮すること

緊急時連絡(引渡し)カード		学校名			学年		組		番					
引渡し場所				学校・避難場所（ ）										
事前記入欄	地区：		年		月		日生（		歳）		血液型		型	
	ふりがな 本人氏名		男・女		住所 電話									
	ふりがな 保護者氏名			緊急連絡先.....電話				メールアドレス（ ）					
		緊急連絡先.....電話				メールアドレス（ ）					
	その他連絡先		氏名 本人との関係		緊急連絡先									
在校兄弟姉妹		氏名		年		組		特記事項						
.....		氏名		年		組								
引渡し時記入欄	引受人氏名		連絡先			続柄		署名		備考				
				
	担当教職員					特記事項（避難先）								
引渡し日時		平成		年		月		日（		）		時		分

(3) 帰宅困難な児童生徒等の保護体制

帰宅困難な児童生徒等に対する保護体制の整備

震災などにより、交通手段や通信手段が遮断された場合、帰宅が困難な児童生徒等が多く生じる可能性がある。このような場合に備え、児童生徒等を学校内で保護するための組織や設備等の体制を事前に整備する。

また、学校施設を使う場合の優先順位等もあらかじめ決めておく必要がある。

帰宅困難な児童生徒等に対する食糧等の確保

学校は、教育委員会等と協議し、学校において児童生徒等が数日間生活できるよう食糧、飲料水、寝具等必要な物品をはじめとして発電機、非常用照明器具、暖房器具等を事前に確保しておく必要がある。

必要な災害用品の一覧表は【5-(2)-（災害用品点検表）】に記載してある。

(4) 通学路の安全確認

小学校・中学校・特別支援学校における通学路の安全確認

小学校

中学校

特別支援学校

小学校・中学校・特別支援学校は、登下校時に災害が発生した場合に備え、児童生徒等の通学路の安全性を定期的に点検する。特に、通学路の危険箇所を洗い直し、ブロック塀の多いところ、落下しそうな看板の把握などを行う。

また、災害用図上訓練 DIG【Disaster（災害）Imagination（想像）Game（ゲーム）】などを児童生徒等と共に実施し、通学路の危険箇所や、避難場所への安全な経路の確認、また地域で必要な防災対策についての認識を深めていくことなども重要である。

高等学校における通学路の安全確認

高等学校

高等学校では、生徒に対して、災害時における通学路の安全性や登下校時の避難方法について、保護者と相談・検討させる。その際、通学路の近くにある広域避難場所、避難所を確認させる。

3 連絡体制の整備

(1) 保護者等との連絡体制

緊急時連絡先（引渡し）カード等による個別連絡先の確認

災害発生時に児童生徒等の安否を迅速に確認すること及び各家庭と連絡を取り合う方法をあらかじめ定めておく必要がある。各家庭と時間帯別の連絡先や連絡方法などを、「緊急時連絡（引渡し）カード」[2-(2)-の表]等によりあらかじめ個別に確認しておく必要がある。

なお、各学校においては緊急連絡網を活用しているところではあるが、「緊急時連絡（引渡し）カード」の作成にあたっては、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先について把握するほか、より確実に連絡がとれるように工夫する必要がある。

通信手段の途絶を想定した連絡体制の整備

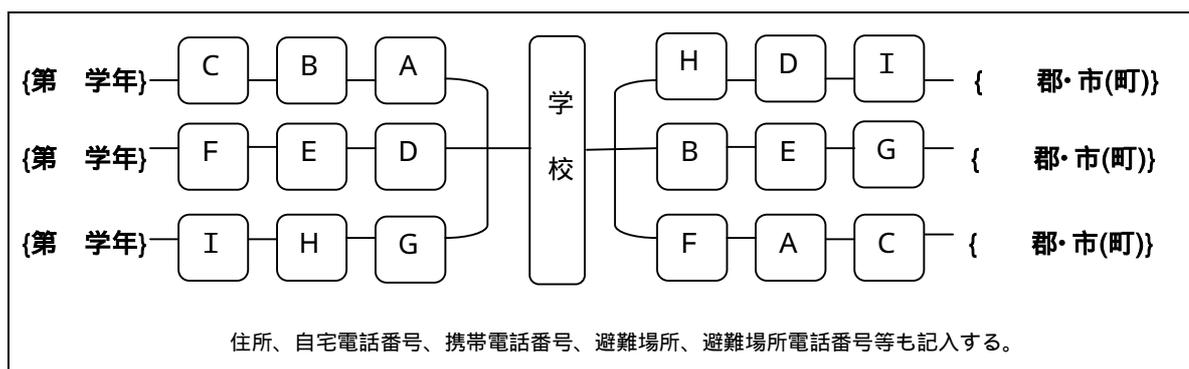
大災害発生時の、通信手段の途絶等を想定する中で、学校掲示板による掲示や、PTA等と連携した情報収集及びメール、学校のwebページによる情報発信、災害用伝言ダイヤル等を活用した連絡体制についても整備しておくとともに、児童生徒等の居住地の避難場所及び避難所を把握しておき、災害発生後に児童生徒等の安否確認が迅速にできるよう計画する。

(2) 教職員との連絡体制

連絡体制の整備

遠隔地から通勤する職員が多い県立学校等においては、学年所属グループなどによる一般的な連絡網とは別に、比較的居住地に近い教職員同士のグループによる連絡網を次の表に示す例のように整備しておき、緊急時には相互に安否確認を行い学校へ報告できるようにしておく必要がある。

教職員の連絡網（例）



(3)教育委員会との連絡体制

市町村（組合）立学校における教育委員会への報告

市町村（組合）立学校

人的被害の報告

各市町村(組合)立学校は、管轄する市町村(組合)教育委員会への人的被害状況の報告体制を確立しておく。

各市町村（組合）教育委員会では、「3章 災害発生直後対応の 5 - (2) - 教育委員会へ被害状況の報告様式【様式1】」に被害状況の写しを添えて各教育事務所に報告する。

なお、大災害発生直後には、電話・FAX・メール等の通信手段が途絶することも考えられる。

これらの事態を想定した中で、市町村(組合)教育委員会や各教育事務所への連絡については、学校と県・市町村担当者で互いに確認の上、通信手段が途絶した場合の情報伝達手段を確立しておく必要がある。

各教育事務所は、とりまとめた被害状況報告を県教育庁義務教育課に報告し、義務教育課は県教育庁総務課にとりまとめたものを報告する。

学校施設被害の報告

各市町村(組合)立学校は、管轄する市町村(組合)教育委員会への施設被害状況の報告体制を確立しておく。

各市町村(組合)教育委員会では、「3章 災害発生直後対応の 5 - (2) - 県教育庁学校施設課への学校施設被害の報告様式【様式2】」により、県教育庁学校施設課に報告する。

学校施設課は、文部科学省に被害状況を報告する。

県立学校における教育委員会への報告

県立学校

人的被害・学校施設被害の報告

県立学校については、人的被害、学校施設被害の状況について教育庁高校教育課へ報告する。

報告は、県立学校教育委員会報告連絡システム【以芯伝信】を利用する。

【以芯伝信】が利用できないときは、「3章 災害発生直後対応の 5 - (2) - 教育委員会へ被害状況の報告様式【様式1】」に被害状況を記入し、教育庁高校教育課へ報告する。

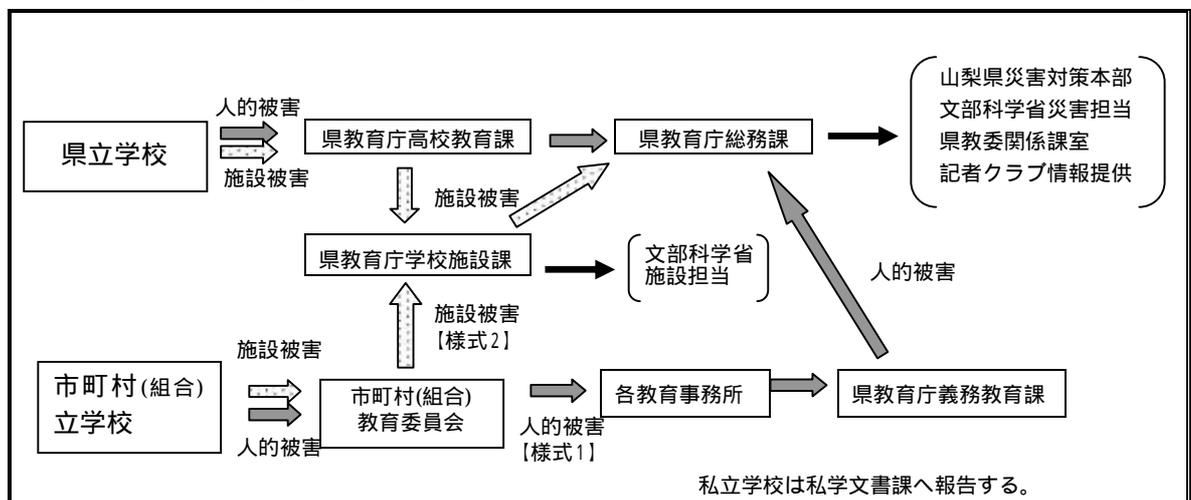
また、平成24年3月に県教育委員会事務局および県立学校に導入した【災害時用PHS電話】も利用する。

（【災害時用PHS電話】の利用方法については、高校教育課より別途通知してあります。）

なお、大災害発生直後には、これらの通信手段も途絶することも考えられる。

この場合、最寄りの市町村役場や県合同庁舎などに設置してある防災電話を利用して県教育委員会と連絡する方法もあるので、事前に市町村役場や県合同庁舎の担当者と防災電話の利用について確認しておくこと。

教育委員会の情報の伝達フロー



県教育委員会関係課室 連絡先

	電 話	防災電話	F A X (防災回線利用)
山梨県教育庁 総務課	055-223-1741	9-200-8051	9-200-8064
山梨県教育庁 学校施設課	055-223-1760	9-200-8252	9-200-8159
山梨県教育庁 義務教育課	055-223-1755	9-200-8201	9-200-8232
山梨県教育庁 高校教育課	055-223-1769	9-200-8301	9-200-8319
山梨県教育庁 新しい学校づくり推進室	055-223-1752	9-200-8310	9-200-8319
山梨県教育庁 スポーツ健康課	055-223-1780	9-200-8401	9-200-8419

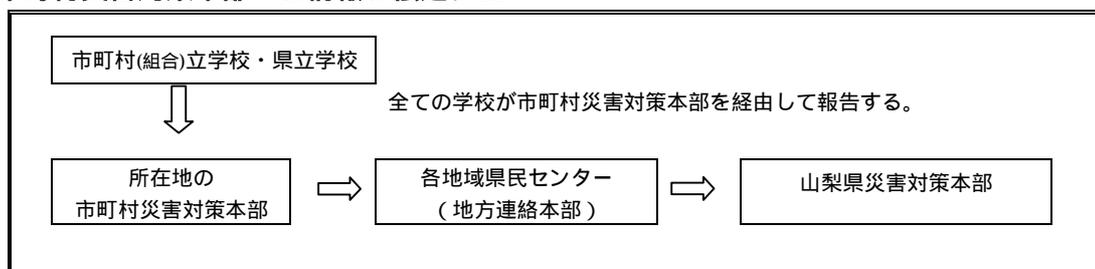
(4)市町村災害対策本部への連絡体制

市町村災害対策本部への報告方法の確認

学校は、教育委員会への報告の他に、学校所在地の市町村災害対策本部へ被害状況を報告する。

報告は、各市町村の地域防災計画に示された様式に従って行うため、その対応手順と連絡体制をあらかじめ確認しておく必要がある。

市町村災害対策本部への情報の伝達フロー



(5)地域自治会等との連絡体制

地震等災害発生時には、地域自治会等との協力・連携が不可欠のものとなる。このため、地域自治会自主防災組織や、地域安全委員会等との連絡体制について明確にした上で、地域住民の避難対応、避難所としての対応などについて、事前に協議しておく必要がある。

(6)その他関係機関への連絡体制の確認

その他、警察署・消防署・保健所・医療機関・校医等など、学校と関係する地域や公共機関との連絡体制をあらかじめ確認し、災害発生時には迅速に連絡を行える体制を築いておく必要がある。

関係機関への連絡及びその内容

機 関 名	連 絡 内 容
警察署	通学路の安全確保、避難所の治安維持等
消防署	救急救命の要請、火災発生報告、消火要請、水利状況、救出要請
保健所	衛生状況の報告、衛生管理の要請等
医療機関・校医	医師派遣要請、負傷者受入要請
公共交通機関	電車、バス等の運行状況
協力する隣接の学校等	学校教職員・児童生徒等の協力
地域のNPO等	ボランティア要請等
報道機関・民間企業	必要な情報収集・情報提供

4 救護体制の確立

(1) 災害に備えた救護体制の確立

救急用具及び医薬品等の整備

応急救護に必要な救急用具及び医薬品等については、普段から整備と点検が必要である。また、不足している救急用具及び医薬品等については、教育委員会と協議し、整備する。

応急救護に必要な救急用具及び医薬品等 (例)

救急用具	絆創膏 三角巾 滅菌ガーゼ 伸縮包帯 脱脂綿 精製水 生理食塩水 シーネ・副木 使い捨て手袋 AED 担架 血圧計 体温計 ハサミ ピンセット 毛抜き 眼帯 綿棒 瞬間冷却剤 使い捨てカイロ 毛布 タオル ティッシュペーパー ゴム手袋 石鹸 生理用品 等
医薬品	外傷用消毒薬 感染防止用消毒薬 (塩化ベンザルコニウム液・次亜塩素酸ナトリウム液・消毒用エタノール・・・等)

配慮が必要な児童生徒等の把握と対応

- ・疾病等のある児童生徒等が常用する服用薬等については、保護者が確保するよう平素から要請しておく。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒等については、非常用電源や消耗品の確認など、事前に保護者と協議を行うしておく。
- ・食物アレルギーのある児童生徒等の対応については、事前に保護者と協議を行っておく。

児童生徒等医療個人情報一覧表の整備

災害発生時には、長期間にわたって、児童生徒等を学校に保護する場合を想定し、「保健調査票」「学校生活管理指導表」等の医療個人情報を持ち出すこととなるが、児童生徒数が多い学校などでは、災害発生時に保健カードの持ち出しが困難な場合も想定される。

そのような場合、次の例のように各人の医療上必要な個人情報を整理し、災害発生時には一覧表(例)を持ち出し、対応できるようにする。

児童生徒等医療個人情報一覧表 (例)							学校
学年・組	番号	氏名	血液型	病名	服薬名等	主治医名 電話番号	備考

対象例

- ・心臓病、腎臓病等の常に生活管理が必要な児童生徒等
- ・緊急薬の処方を受けている児童生徒等
- ・医療的ケアが必要な児童生徒等
- ・精神的心理的に配慮が必要な児童生徒等
- ・食事等に配慮が必要な児童生徒等

医療機関及び学校医との連携

常に医療機関及び学校医との連携を図るとともに、常用薬が最寄りの医療機関でも調達できるようあらかじめ確認しておく。

応急救護の実践的技能の習得

平素から、教職員及び生徒が応急救護の実践的な技術を身に付けられるよう計画するとともに、生徒が応急救護の補助的な役割を担えるよう防災教育の充実を図る。

「心のケア」のための体制づくり

児童生徒等が災害等に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、児童生徒等の心のケアが重要な課題となる。

このため、学級担任や養護教諭や教育相談係、また、スクールカウンセラーや総合教育センターなどとも連携する中で、組織的に支援にあたることのできるような体制づくりと校内研修を進める必要がある。

5 施設安全点検の実施

(1) 施設設備の安全対策

安全対策の必要性

学校施設は、児童生徒等の学習、活動の場であると同時に、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

法令等に基づく施設設備の点検

ア 建築基準法に基づく定期点検

建築基準法第12条に基づき、定期的に建築物及び建築設備について建築士等の資格者による劣化・損傷の状況、防火・避難に係る施設の維持・保全の状況等について、点検を実施し、異常箇所については速やかに修繕を実施する。

イ 学校保健安全法に基づく安全点検

学校保健安全法第27条に基づき、每学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について点検を実施する。また、必要に応じて臨時的にも実施する。

ウ その他法令等に基づく点検

消防法に基づく消防用設備等の定期点検、建築基準法及び昇降機の維持及び運行の管理に関する指針に基づく昇降機の定期検査等、各学校の施設設備等の状況に応じ、法令等に基づく点検を実施し、必要に応じて修繕を実施する。

非構造部材の点検

東日本大震災をはじめとした過去の大規模な地震では、天井材や照明器具の落下、家具の転倒、外壁の損傷などいわゆる「非構造部材」の被害が発生していることから、学校設置者が点検方法や点検時期等を定め、学校職員及び学校設置者、また必要に応じて学校設置者が専門家と相談しながら、点検を実施する。

なお、点検にあたっては、H22年3月に文部科学省で作成した【学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック】を参照しながら行う。

【学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック】については、以下の文部科学省ホームページにおいても閲覧が可能である。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

(学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックから)

点 検 時 期	日常	学校において日常的に実施する「安全点検」の一環として実施
	定期	各学校設置者及び学校の状況を踏まえ、点検項目に応じて期間を定め、計画的に実施 ・経年による異常、不具合等について確認 ・建築基準法に基づく定期調査等の時期を考慮して実施することが有効 ・近々に以下の「一斉」点検を実施する場合は、「一斉」点検時に合わせて実施することにより効率化が図れる。
	地震発生後	・小さな破片の落下やひび割れ等の異状・不具合の有無を確認する。脱落まで至っていない場合も、次の地震（余震を含む）時に脱落等の被害が発生する可能性がある。 ・地震により生じた異状は「日常」や「定期」の点検で確認した状態との比較により判明する場合があるので、災害前の点検はチェックリストや必要に応じてデジタルカメラ等を利用して、綿密にチェックしておく必要がある。
	一斉	・安全性に関する新たな知見が示された場合など、随時実施 ・近年点検を実施していない場合は可能な限り早期に実施
点検項目、点検方法等	学校職員及び学校設置者それぞれが実施する点検項目、点検方法等については、【学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック】を参照のうえ実施する。	

点検チェックリスト（学校用） 次ページのとおり

点検チェックリスト（学校用）（例）

《点検結果》
A: 異状は認められない、または対策済み
B: 異状かどうか判断がつかない、わからない
C: 明らかな異状が認められる

記入者名	
点検日	
点検箇所 (該当に○)	屋内運動場 教室 特別教室 廊下 昇降口 外部 その他
階	室名

番号	点検項目	参照ページ	劣化状況 ※該当に○					点検結果 (A・B・C) ※該当箇所は○	特記事項 (具体的な異状箇所・状態等)
			脱落 ぶら下がっている ずり落ちている はがれている	変形 たわみ、ゆがみ、曲がり、変色、膨らみ、縮み、ひび割れ、変色、変質	剥離 膨らみ、割れ、剥がれ、はがれ、はくがれ、はらばら	破損 切壊、折裂、破れ、割れ、ひび割れ、すり減り、凹み、変色、変質	変質 シロカビ、シミ、びびり、変色、変質		
I 天井									
(1)	天井材(天井仕上げボード)に破損等の異状は見当たらないか。	22						A・B・C	
II 照明器具									
(1)	照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか。	22						A・B・C	
III 窓・ガラス									
(1)	窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか。	23						A・B・C	
(2)	地表時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	23						A・B・C	
(3)	建具に変形(たわみ)、腐食、ガタつきは見当たらないか。	24						A・B・C	
(4)	閉鎖可能な窓のクレセントはかかっているか。	24						A・B・C	
IV 外壁(外装材)									
(1)	外壁(外装材)にひび割れ等の異状は見当たらないか。	25						A・B・C	
V 内壁(内装材)									
(1)	内壁(内装材)にひび割れ等の異状は見当たらないか。	25						A・B・C	
VI 設備機器									
(1)	放送機器・体育器具 本体のゆがみや取付金物に腐食、破損等 は見当たらないか。	26						A・B・C	
(2)	空調室外機 空調室外機は傾いていないか。	26						A・B・C	
VII テレビなど									
(1)	天吊りテレビ テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	27						A・B・C	
(2)	棚置きテレビ テレビの転倒・落下防止対策を講じているか。	27						A・B・C	
(3)	テレビ台 テレビ台の移動・転倒防止対策を講じているか。	28						A・B・C	
(4)	パソコン パソコン機器類の転倒・落下防止対策を講じているか。	28						A・B・C	
VIII 収納棚など									
(1)	書棚・ロッカーなど 書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか。	29						A・B・C	
(2)	棚の積置物 書棚等の上に重量物を置いていないか。	30						A・B・C	
(3)	薬品棚 薬品棚の移動・転倒防止対策を講じているか。	31						A・B・C	
(4)	薬品棚の収納物 薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	31						A・B・C	
IX ピアノなど									
(1)	ピアノなど ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。	33						A・B・C	
X エキスパンション・ジョイント									
(1)	カバー材 エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形または外れていないか。	34						A・B・C	
(2)	エキスパンション・ジョイント及びその周辺 エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いているか。	34						A・B・C	

(2)災害用品点検

災害用品の点検

災害時に的確に対応するため、学校災害対策本部の各担当者は、災害用品等を所定の場所に保管するとともに、定期的に点検し、その保管場所及び災害用品の使用方法について誰でも分かるよう明示しておく。

なお、数量等については、学校の規模や立地条件等、状況を考慮し、学校ごとに適正な数量とする。

災害用品点検表(例)

年度	点検場所	全体管理責任者氏名		印						
		点検者氏名		印						
分類	非常用備品	管理場所	数	管理責任者名	点検月日・結果(・×)					特記事項
					/	/	/	/	/	
救急	医薬品(救急箱)	保健室 職員室								
	担架	保健室 職員室								
	AED	AED 設置場所								
	担架	保健室								
情報	携帯ラジオ	職員室								
	携帯ワケゲレビ	職員室								
	携帯拡声器	職員室								
	非常用無線機 トランシーバー	職員室								
食糧	非常食	防災倉庫								
	飲料水	防災倉庫								
	飲料水浄化装置	防災倉庫								
消火・救助等用具	消火器	各設置場所								
	バケツ	各設置場所								
	ロープ	防災倉庫								
	パール	防災倉庫								
	重量ジャッキ	防災倉庫								
	ハンマー	防災倉庫								
	のこぎり	防災倉庫								
	一輪車	防災倉庫								
	スコップ	防災倉庫								
	はしご	防災倉庫								
	軍手	防災倉庫								
ヘルメット	各教室									
長靴	防災倉庫									
照明器具等	非常用照明	防災倉庫								
	発電機	防災倉庫								
	懐中電灯	職員室								
生活用具等	毛布	防災倉庫								
	テント	防災倉庫								
	ビニールシート	防災倉庫								
文具・雑貨	掲示、印刷用紙	職員室								
	マジック	職員室								
	ガムテープ	職員室								
	乾電池	職員室								
	他									

6 防災教育・防災研修・防災訓練の実施

防災教育等の詳細については、「防災教育指導編」に掲載

(1) 児童生徒等に対する防災教育

防災教育の在り方

防災教育は、安全教育の一環として行われるものである。安全教育は、児童生徒等が安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けることができるようにすること、すなわち、自他の危険予測・危険回避の能力を身に付けることができるようにする観点から、発達の段階を踏まえつつ、学校の教育活動全体で取り組むことが重要である。

また、適切な判断や行動を取ることができ、また、災害における心身のダメージを最小限にとどめるためには、事前に災害時における心身のストレスをセルフコントロールできる力を身に付ける取組が必要である。

防災教育の目標

- ① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める **自助**
 - ・ 周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くために「主体的に行動する態度」の育成
 - ・ 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導充実
- ② 支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める **共助・公助**

防災教育の内容

- ① 災害図上訓練（DIG）や避難所運営訓練（HUG）など実践的態度や姿勢を育む活動
- ② 緊急地震速報を活用するなど、科学技術を活用した防災対策
- ③ 自然災害を想定した防災訓練
- ④ 自然現象及び自然災害発生メカニズム（地震、台風、土砂災害、洪水、液状化等）の理解（or についての学習）
- ⑤ 過去の自然災害の把握（or についての学習）
- ⑥ 自然災害と被害想定（人的、物的被害、ライフラインの影響等）及び防災体制
- ⑦ 応急救護の実践的学習
- ⑧ 防災ボランティア活動
- ⑨ 災害時及び災害後の心のケア

(2)教職員に対する防災管理研修

教職員に対する防災管理研修の必要性

教職員が災害発生時における児童生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人一人の的確な判断と機敏な行動力が求められており、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにすることが必要である。

従って、教職員の防災管理意識と使命感、防災管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急救護能力などを高めるなど、教職員の防災管理及び組織活動の充実・徹底を図るための研修を充実する必要がある。

校内研修の実施

学校では、地震防災に関する研修を位置付け、研修の内容、方法、実施時期を明確にして実施する。

全教職員に対する防災計画の周知の徹底

教職員の防災思想ないし、意識の高揚と防災知識の向上を図るため、日常的個別指導とともに、防災計画の策定には、全教職員が参加するようにし、計画内容について全教職員に周知徹底し、災害発生時に迅速に対応することは非常に重要なことである。

教育委員会が実施する研修

ア 初任者、経年、管理職の研修

初任者、経年、管理職研修の内容に、安全教育を取り入れ、安全教育の基本的事項や、学校で災害が発生した時の対応の在り方、災害時の心のケア等について研修する。

イ 学校防災管理者、防災リーダーの研修

災害が発生した場合を想定しながら、学校の管理的な立場から、学校全体の危機管理について研修する。

学校防災管理者や 防災リーダーは、災害発生時の状況を的確に判断し、児童生徒等の安全確保のために適切な指示や支援をすることが求められる。そのための必要な知識や技能を身に付けるために研修する。

ウ 応急救護講習会等

災害発生時における、心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）、包帯法、止血法、緊急時の対応の仕方について実践的に研修する。

エ 安全教育・交通安全指導者講習会等

安全担当教職員が、より一層その専門的知識や資質の向上を図るために研修する。

(3)防災訓練

防災訓練の目的

東日本大震災では、日頃の防災訓練のおかげで児童生徒等の命が救われたという報道がされている。

防災訓練は、災害発生時に児童生徒等が自分の身を守りながら安全に避難することができたり、災害時の対応の在り方を実践的に身に付けたりするためのものである。

また、自らの命を守ると同時に、要支援者に対する支援活動に協力していくなどの実践的な内容を加味して指導していくことが必要である。

特に障害のある児童生徒等については、障害の種類及び程度に応じて保護者等との連携を図りながら指導していくことが重要である。

防災訓練の計画的実施

学校は、防災計画に基づいて、迅速かつ的確に対策措置を講じなければならない。

地震災害等の自然災害は広域的かつ大規模な被害をもたらす、児童生徒等の不安や動揺は高まり、想像以上の混乱が予想される。このため、児童生徒等がいざという時に慌てないために、実施する時間や児童生徒等のいる場所、活動状況等を組み合わせるなど、平常時からあらゆる状況を想定した訓練を計画的に繰り返し行い、地震災害等発生時の行動を身体で覚えるよう指導していく必要がある。

また、自ら行動し、危険を回避する術を体得するため、緊急地震速報受信システムの整備が促進される中で、これを用いた防災訓練などについても検討していく必要がある。

また、災害図上訓練 DIG【Disaster（災害）Imagination（想像）Game（ゲーム）】などを児童生徒等と共に実施し、通学路の危険箇所や、避難場所への安全な経路の確認、また地域で必要な防災対策についての認識を深めていくことなども重要である。

家庭や地域住民、関係機関と連携した訓練の実施

学校では、様々な状況を想定した中で、家庭や地域住民、関係機関と協力しながら訓練を実施していくことは、理解を得ることにもつながり、重要である。

学校管理下外に災害に遭った場合を想定し、保護者等との連携を図りながら、地域における避難場所等について理解させるとともに、発達段階に応じた避難場所等における役割等についても指導し、体験的に学ぶ機会を設けることが必要である。

また、保護者へも学校や通学路における避難場所について周知を行ったり、救助方法などについても訓練を行っていく必要がある。

7 避難所運営計画の作成

地震災害発生時において、教職員が最も優先しなければならないことは、児童生徒等の安全確保であり、次に学校の教育機能の維持及び教育活動の再開への対応である。

しかし、災害発生時、学校には、避難所の指定の有無にかかわらず、多数の地域住民が避難して来ることが予想される。

本来的には、避難所の管理・運営は当該市町村の行政職員が従事すべきものであり、地域の自治会、自主防災組織が運営の中心となるべきものであるが、災害発生直後には緊急避難的措置として、当該市町村の避難所担当行政職員の避難所運営業務に教職員が支援にあたる等、重要な役割を担うこととなる。

学校が地域住民の応急避難所としての役割を担っていくためには、あらかじめ県・市町村教育委員会と防災担当部局との間で、互いの役割を明確にしておく必要がある。

また、避難所の指定のない学校においても、多数の地域住民が避難してきた場合を想定した対応計画をあらかじめ作成しておく必要がある。

(1) 避難所施設使用計画の策定

施設使用計画

校長は教育委員会と十分協議し、自校の施設使用計画を作成する。

具体的には

- ・ 避難所として使用する際、短期間の場合、長期化した場合、それぞれに応じた学校施設の利用計画
- ・ 避難所の運営、避難所について求められる諸機能の整備と維持、管理
- ・ 備蓄物資や支援物資の確保と管理
- ・ 教職員の職務分担、避難所業務に従事する期間などである。

児童生徒等、保護者の安否確認やケア、支援など、最も基本となる業務を、学校教職員が行うことができるよう配慮する必要がある。

避難所使用除外施設

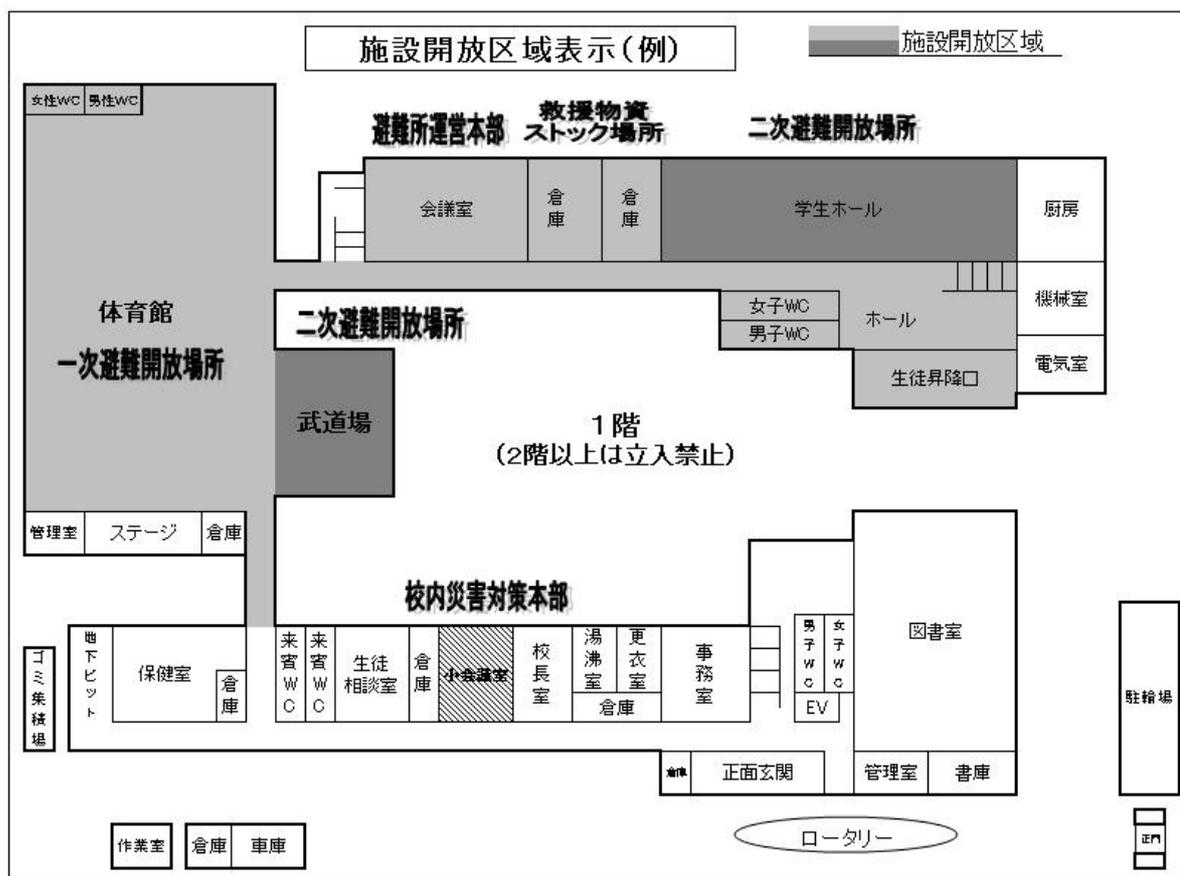
避難所としての施設使用計画を策定するにあたっては、次の施設は避難所として使用する施設から除外するなど配慮した上で、避難所として使用する際の優先順位を明確にしておく必要がある。

- ・ 教育活動のスペースとして最小限必要な普通教室
- ・ 管理スペースとしての校長室・職員室
- ・ 医療活動のスペースとしての保健室等
(保健室は、避難所の医療活動スペースとしての活用が想定される。その場合は、学校再開時に保健室を別におく)
- ・ 機器・化学薬品等がある特別教室
- ・ その他学校運営に必要とする最小限の施設

施設開放区域の周知

学校は、教育委員会と協議し、避難所として使用できる施設の範囲を地域住民並びに地域自主防災組織に事前に十分周知徹底していく。例えば、学校の避難訓練時に地域住民を招いて開放区域を案内するなど、検討していく必要がある。

施設開放区域表示 (例)



(2) 避難所としての防災設備

学校の避難所としての防災設備

学校の防災設備等の整備については、その機能を最大限発揮できるよう、非常用通信情報機器、飲料・生活用水の供給源としてのプールの浄水装置、耐震性貯水槽、非常用備品等の備蓄倉庫、耐震性に優れた給食施設、体育館等の暖房装置、自家発電装置の設置、バリアフリー化等について対応していく。

この場合、市町村の防災担当課等と、管理場所の提供や、備蓄物資の内容、管理方法等について十分協議しておく必要がある。

避難所としての防災備蓄物資

避難所として十分な機能を発揮するため、市町村が主体となって整備する（P13(2)火災用品点検災害用品点検表(例)の「非常用備品」参照）。

(例)

種別	品名	種別	品名
食糧	乾パン 缶詰 サバイバルフーズ アルファ化米 粉ミルク ミネラルウォーター	給水給食資機材	給水コップ 給食カップ ほ乳びん 濾過器 ポリ容器 バケツ
		電気資機材	発電機 投光器 ラジオ 懐中電灯 ガソリン(缶入り、発電機用) 通信機器
生活必需品	毛布 紙おむつ(乳幼児用) 紙おむつ(成人用) 生理用品 肌着(乳幼児～成人用) トイレットペーパー パスタオル(乳幼児～成人用) 食品用ラップフィルム	救護用品	救急用具 ・処置用材料(絆創膏 三角巾 滅菌ガーゼ 伸縮包帯 脱脂綿 等) ・処置用器具(AED 担架 血圧計 体温計 ハサミ 等) 医薬品 等
収容機材	簡易トイレ 断熱保温用敷物		救出・救助用具・他

(3) 教職員の避難所対応体制の確認

災害発生直後における教職員の避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、当該市町村の行政職員が従事すべきものである。しかし災害発生直後には緊急避難的措置として、当該市町村の避難所担当行政職員の避難所運営業務に教職員が支援にあたる等、重要な役割を担うこととなる。

この場合、校長は、自校の避難所支援係を中心とした地震防災組織を、地域住民による自主防災組織など避難所運営組織と連携させることにより、避難所運営組織の避難所運営及び管理活動が円滑に機能するよう、対応体制を構築しておき、地域自治体と打ち合わせながら訓練を行っていく。

平成26年3月版

山梨県学校防災指針

学校の災害対策編

(学校防災管理マニュアル作成指針)

2章 東海地震注意情報発表時及び
警戒宣言発令時の対応

平成26年3月

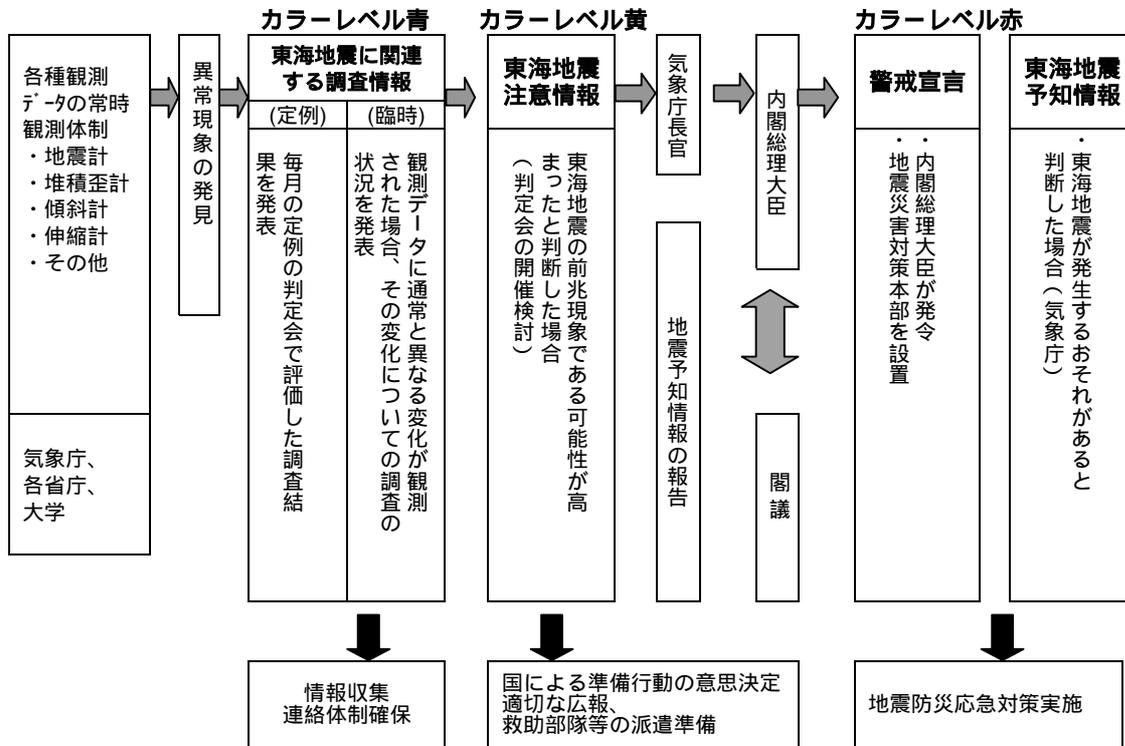
山梨県教育委員会

目 次

学校の災害対策編 2章 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応	ページ
1 東海地震に関連する事前情報	2
2 東海地震注意情報発表時の対応	2
	2
3 東海地震警戒宣言発令時の対応	3
	3
	3
	3
4 警戒宣言発令時の避難所としての対応	3

1 東海地震に関連する事前情報

(1) 東海地震に関連する情報発表の流れ



2 東海地震注意情報発表時の対応

(1) 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校

授業又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。

小学生以下及び特別支援学校の児童生徒等については、保護者へ引渡す。
中学生以上が帰宅する場合は、安全の確保について十分な対策を講じる。

(2) 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校

事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記(1)と同様な対策を講じる。

事前避難対象地区

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準によりあらかじめ市町村長が定める地区とする。

- ・ がけ地、山崩れ崩落危険地域
- ・ 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- ・ その他市町村長が危険と認める地域

3 東海地震警戒宣言発令時の対応

「警戒宣言」は、内閣総理大臣が発令する。

判定会が開催され、判定会会長から「強化地域にかかわる大規模な地震発生のおそれがある」と判定結果が報告された場合、気象庁長官から「地震予知情報」が内閣総理大臣に報告され、内閣総理大臣は閣議決定をうけ、「警戒宣言」を発令する。

「警戒宣言」は、(1)警戒宣言、(2)警戒態勢をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策にかかわる措置をとるべき旨の通知、(3)地震予知情報の内容、等を組み合わせたもので通報(発表)される。

東海地震警戒宣言が発令されると、公共交通機関の途絶、電気・ガス等の停止等、ライフラインが断絶し、相当の混乱が予想される。そのため、冷静な対応が求められる。

(1)授業中に発令された時の学校の対応

警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

- ・授業又は学校行事を直ちに中止する。
- ・安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。
小学生以下、特別支援学校の児童生徒等については、保護者へ引渡す。
中学生以上については、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ集団下校または帰宅とする。

(2)保護者の引き取りがない時または帰宅することが危険な時の学校の対応

留守家族、交通機関等の理由により保護者の引き取りがない時、または帰宅することが危険な時は、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食糧等の措置については、事前に災害用備品として備蓄してある食糧等を提供したり、市町村地震災害警戒本部と連絡の上、対策を講じる。

(3)登下校中に発令された時の留意事項

- ・ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ・学校あるいは自宅のいずれか近い方に、急いで避難する。
- ・留守家庭の児童生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ・交通機関を利用している児童生徒等は、その場の指揮者(乗務員・添乗員・車掌等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

(4)授業終了後に発令された時の学校の対応

警戒宣言が解除されるまでの間、授業又は学校行事を中止する。

4 警戒宣言発令時の避難所としての対応

(1)学校へ避難する地域住民の受け入れ

警戒宣言が発令された場合において、地域住民が学校へ避難してくることも想定される。

このような場合には、市町村防災担当者と協議の上、【3章 災害発生直後対応-8 災害発生直後の学校を避難所として使用する時の対応】に準じて、避難者の受け入れを行っていくこととなる。

平成26年3月版

山梨県学校防災指針

学校の災害対策編

(学校防災管理マニュアル作成指針)

3章 災害発生直後対応

(大規模な震災発生時の対応)

平成26年3月

山梨県教育委員会

目 次

学校の災害対策編 3章 災害発生直後対応		ページ
1 地震発生時の心構えと状況	(1) 地震発生時の心構え	2
	(2) 地震発生時の状況	2
	(3) 地震の大きさと発生時の状況	3
2 地震発生時別の児童生徒等の安全確保	(1) 在校中に地震が発生した場合	5
	(2) 登下校時に地震が発生した場合	8
	(3) 校外指導時に地震が発生した場合	9
	(4) 夜間・休日に地震が発生した場合	9
3 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護	(1) 児童生徒等の帰宅、引渡しの判断	10
	(2) 帰宅困難な児童生徒等の保護	10
4 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応	(1) 発達障害のある子どもが災害時に困ること	11
	(2) こんなときは、このように対応しよう	11
5 災害発生後の連絡	(1) 児童生徒等の保護者への連絡	13
	(2) 教育委員会への報告	13
	(3) 市町村災害対策本部への連絡	16
	(4) 地域自治会等との連絡	16
	(5) その他の関係機関への連絡及びその内容	16
6 救護所対応	(1) 救護所の開設	17
	(2) 救護所活動の開始	17
	(3) 応急手当の方法	17
	(4) 発生直後の子どもの心のケア	18
7 施設、設備、備品等の安全確認	(1) 教職員、児童生徒等の安全が確認できた後の施設設備の安全確認	19
	(2) 二次災害の発生防止	20
8 災害発生直後の学校を避難所として使用する時の対応	(1) 避難所の開設	21
	(2) 避難所となった学校における教職員の役割	22
	(3) 避難者自治組織の設立の支援	22
	(4) ボランティア活動	24

1 地震発生時の心構えと状況

(1)地震発生時の心構え

自分自身、児童生徒等の安全の確保を最優先に行動する。

初期消火・出火防止に努めるとともに、倒壊建物からの人命の救出活動を行う。

テレビやラジオ等の情報に注意し、勤務校で震度6弱以上の大きな地震、大規模な災害が発生した場合は、すべての教職員が配備につく。

その際、建物の倒壊、道路の陥没、崖崩れ、橋りょうの落下等に細心の注意を払う。なお、自動車は交通渋滞の原因になるので、使用しない。

勤務校に配備につくことが原則であるが、不可能な場合はあらかじめ決めておいた機関に行き、そこから勤務校に状況を報告するとともに、応急対策活動を実施する。

参集時には飲料水、食料の確保ができない場合や、泊まり込む場合を想定し、必要な物品を携帯する。

(2)地震発生時の状況

地震発生時は、次に示すような状況が予想される。災害発生時の状況を正しく認識し、児童生徒等の安全確保を最優先にして行動する必要がある。

地震発生時の状況と安全確保

校舎は比較的耐震性に優れているものが多い
一般住宅等に比較すると学校施設は比較的耐震性に優れているものが多いといえるので、児童生徒等が校舎内で適切な第一次避難行動を行えるように教職員は冷静に対処する。
大地震においても主要動は最大数分程度
震度6弱の地震では、床が波打ち、直立さえ困難になる。しかし、多くの場合、地震の主要動は最大でも数分程度なので、この揺れが収まるまでは危険物を避けて安全を確保し、教室内の児童生徒等は、机の下で主要動の収束を待つ。
備品等の倒壊に注意
震度6弱の地震では、教室内の固定されていない備品の多くが倒壊、散乱し、ピアノ等の重量のある備品も勢いよく移動するなど極めて危険な状況が予想されるので、それらを避けて安全確保を図る。
余震で建造物の被害が拡大
主要動後の余震によって建造物の被害が拡大するので、主要動が収まった段階で、危険を回避しながら、校庭など他の安全な場所に第二次避難する。
指示の徹底
地震発生時は、児童生徒等が恐怖心から動揺をきたし、混乱の発生が予想されるので、教職員は毅然とした態度で、大きな声で明確に指示する。

(3)地震の大きさと発生時の状況

気象庁震度階級関連解説表1(平成21年3月)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	ライフライン・インフラへの影響
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	-
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	安全装置のあるガスメーターでは震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。地震管制装置付きのエレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
6強	立っていることができず、はわれないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	

気象庁震度階級関連解説表 2 (平成 21 年 3 月)

震度階級	木造建物(住宅)		鉄筋コンクリート造建物		地盤の状況	斜面等の状況
	耐震性高い	耐震性低い	耐震高い	耐震性低い		
0	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-
5弱	-	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	-	-	亀裂(規模の小さい地割れ)や液状化(地下水位が高い、ゆるい砂地盤で発生)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	-	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える傾向も、倒れるものが増える。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合は、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。		

2 地震発生時別の児童生徒等の安全確保

(1) 在校中に地震が発生した場合

第一次避難行動（校舎内）

在校中に地震が発生した場合(例)		
第一次避難行動（校舎内）		印は、教師の発言
状況（想定）	教職員の動き	児童生徒等の行動
<p>【初期微動】</p> <p>【主要動発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行困難な揺れが数分間続く ・備品の転倒、窓ガラスの飛散が起きる <p>【主要動収束】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動揺からパニックが起こる 	<p>落下、転倒物、飛散する窓ガラスから身を守る</p> <p>堂々と大声で指示する</p> <p>「先生の言うことを聞け」</p> <p>「机の下にもぐれ」</p> <p>「机の脚をしっかりと持て」</p> <p>管理職等は災害や天候に応じた安全な避難場所を決定し、緊急放送で指示する</p> <p>緊急放送があればその指示に従わせる</p> <p>緊急放送が使用できない場合（教職員の判断、指示が児童生徒等の生命を守ることとなる。）</p> <p>職員室にいる教職員が手分けして指示する</p> <p>各棟、各階ごとに教職員を配置する</p> <p>火気の始末をする</p> <p>ドア、窓を開け避難口を確保する</p> <p>「周囲にけがをした者はいないか」</p> <p>負傷者等の有無の確認と救護をする</p> <p>「防災頭巾や座布団で頭を保護しろ」</p> <p>「君から順番に（一番安全な場所）へ行け」「走らない」「しゃべらない」「押さない」</p> <p>できるだけ隣接する学級の教員が連携し、児童生徒等の前後につく</p>	<p>机の下にもぐり、落下物から身を守る</p> <p>勝手な言動を慎む</p> <p>教職員の指示に従い、各自の勝手な行動を禁ずる</p> <p>慌てて外に飛び出さない</p> <p>主要動の収束後、直ちに防災頭巾、座布団、かばん等で頭部を保護し、安全な場所へ避難する</p> <p>教師の指示に従い、特に「走らない」「しゃべらない」「押さない」を守る</p> <p>校舎内の避難経路は、ガラスの破片や倒壊した備品等が散乱し危険であるからけがをしないように注意する。</p> <p>避難途中で教室等へ戻らない</p>
<p>避難経路の廊下、階段等で余震を感じたら、落下物等から身を守る場所へ避難する</p> <p>体育館にいるときは、落下物を避けて一次避難し、主要動収束後は安全な場所へ避難する</p> <p>校庭にいるときは、建物からの落下物を避けてできるだけ中央に避難する</p> <p>火気、化学薬品等を使用する特別教室にあつては、二次災害防止の措置を行う</p> <p>プールを利用中の場合は直ちにプールサイドに上がりその後安全な場所に避難する</p> <p>教師がいない場合は、児童生徒等同士で声を掛け合う</p> <p>避難場所については、災害の種類や規模によって、あらかじめ決められた場所を変更する場合もある</p>		

安全な場所とは、事前に各学校において安全が確認できた具体的な特定の場所をいう。

第二次避難行動（安全な場所）

在校中に地震が発生した場合(例)		
第二次避難行動（安全な場所）		印は、教師の発言
状況（想定）	教職員の動き	児童生徒等の行動
<p>【余震】</p> <p>・主要動の収束後、大きな余震が次々に発生する</p> <p>・避難住民や児童生徒等の引き取りのため保護者等が学校に集まってくるので、混乱が起こる</p>	<p>安全な場所で学級ごとに集合</p> <p>「学級ごとに整列し座れ」</p> <p>低学年は隊列の中側へ並ばせる</p> <p>人員点呼をし、負傷者、行方不明者を把握する</p> <p>学級担任に報告</p> <p>避難誘導教員 学級担任 学年主任 情報連絡係 校長</p> <p>負傷者の応急手当をする</p> <p>所在がわからない児童生徒等を捜す</p> <p>エレベーターの中に閉じこめられている人がいないか確認し、中に人がいる時には、エレベーター会社に連絡し、救出の依頼をする</p> <p>平素から健康に留意すべき児童生徒の健康状態を把握し対処する</p> <p>消火活動を行う</p> <p>状況に応じて非常持出品の搬出をする</p> <p>被害状況の把握をし、校長に報告する</p> <p>校長は、児童生徒等、教職員施設設備等の被害状況を教育委員会及び所在する市町村災害対策本部に報告する</p> <p>必要に応じ救助、救急車の要請を行う</p> <p>避難所支援係の教職員は、避難住民等への対応を開始する</p> <p>避難所の準備設営は、児童生徒の安全確保ができ、以降も継続できる状況と判断した後に並行して行っていく</p> <p>安全が確保できた後の下校方法</p> <p>状況を判断し、保護者と連絡をとる</p> <p>保護者に引き渡す場合は、安全の確保を確認の上、緊急時連絡（引渡し）カードを使って行う</p> <p>児童生徒等の引き取りがない場合も予想されるので、その際は学校が保護する</p>	<p>安全な場所で学級ごとに集合</p> <p>座って指示を待つ</p> <p>学級委員長は避難誘導教員と共に人員点呼、負傷者の有無を確認し報告する</p> <p style="text-align: center;">避難誘導教員</p> <p>授業中—授業担任者、最寄りの監督者</p> <p>清掃中—清掃監督者、最寄りの監督者</p> <p>休憩中—学級担任、最寄りの教職員</p> <p>放課後—学級担任、最寄りの教職員</p> <p>課外活—活動担当者、最寄りの動中等 教職員</p>

安全な場所とは、事前に各学校において安全が確認できた具体的な特定の場所をいう。

第三次避難行動（校外）

在校中に地震が発生した場合(例)		
第三次避難行動（校外）		
学校内で安全が確保できない場合は、学校外に指定された広域避難場所へ避難する		
状況（想定）	教職員の動き	児童生徒等の行動
<p>【余震】</p> <p>学校周辺で火災等が発生する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺では、道路の陥没、自動車火災、家屋電柱の倒壊、ガス・水道管の破損によるガス・水の噴出等が発生する ・広域避難場所に、避難住民や児童生徒等の引き取りのために保護者等が集まってくるので、混乱が起こる ・広域避難場所の責任者として当該市町村職員、警察官が派遣される 	<p>避難開始時期</p> <p>地震による二次災害が発生したり、その危険が予想される場合</p> <p>広域避難場所</p> <p>当該市町村が指定する広域避難場所</p> <p>避難方法</p> <p>基本的には学級単位で団を編成し、その前後に教職員がつく。小学校低学年と高学年の団をペアにし、上級生が下級生を世話するように配慮する</p> <p>避難経路</p> <p>当該市町村が定めた避難経路、幹線避難路等</p> <p>避難誘導</p> <p>危険を回避するために教職員の指示に従って行動するよう指示を徹底する 負傷者や障害のある児童生徒等の移動について、級友の助力が得られるよう介添え者を決定する</p> <p>広域避難場所へ避難した後の下校方法</p> <p>状況を判断し、保護者と連絡をとる 保護者に引き渡す場合は、安全の確認の上、緊急時連絡（引渡し）カードを使って行う 児童生徒等の引き取りがない場合も予想されるので、その際は学校が保護する</p>	<p>教職員の指示に従って行動し、自分勝手な行動はとらない</p> <p>避難経路の危険物に十分注意して避難する</p> <p>隊列を乱さずまとまって行動し、特に指示がある場合を除いては走らない</p> <p>防災頭巾、座布団等で頭部を保護する</p> <p>負傷者や障害のある仲間などをみんなで助け合う</p>

緊急時連絡（引渡し）カード（例）

個人情報に配慮すること

緊急時連絡(引渡し)カード		学校名	学年	組	番
引渡し場所		学校・避難場所（ ）			
事前記入欄	地区：	年	月	日生（	歳）
	ふりがな 本人氏名	男・女	住所		血液型
	ふりがな 保護者氏名	緊急連絡先.....電話		型
	その他連絡先	氏名 本人との関係	メールアドレス（		）
	在校兄弟姉妹	氏名 氏名	年 年	組 組	特記事項
引渡し時記入欄	引受人氏名	連絡先	続柄	署名	備考

	担当教職員			特記事項（避難先）	
引渡し日時		平成	年	月	日（ ）
		時	分		

(2) 登下校時に地震が発生した場合

児童生徒等の避難

- ・ 第一次避難：できるだけ建造物等を避けて安全な空間が確保できる場所へ避難する。
- ・ 第二次避難：学校、家庭、指定避難場所等のうち近い所へ避難する。

児童生徒等の安全確認

登下校時に地震災害が発生した場合の児童生徒等の避難について、個々の避難方法等をあらかじめ確認しておくとともに、PTA等と連携し児童生徒等の安全確認を行う。

登下校時に地震が発生した場合の行動

登下校時に地震が発生した場合の行動(例)		
状況(想定)	教職員の動き	児童生徒等の行動
<p>(震度5強以上)</p> <p>【初期微動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動揺からパニックが起こることもあるので落ち着いて周囲の状況を見守る <p>【主要動発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行困難な揺れが数分間続く ・ この間は、建造物の倒壊や瓦、外壁タイル、窓ガラス落下、電柱、自動販売機の倒壊等が予想される。危険物から離れ、安全を確保する ・ 急傾斜地等では地滑り、石垣、盛り土等の崩落等が予想される ・ 交通機関は甚大な被害を受け途絶する 	<p>迅速に児童生徒等の安否の確認を行い、緊急時連絡(引渡し)カードを利用して家庭との連絡をとる</p> <p>PTA、地域自主防災組織、当該市町村、消防署等との連携がとれるようにする</p>	<p>登下校時の避難場所、避難方法等について約束を守って行動する</p> <p>(例)・学校が近い場合 学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が近い場合 自宅 ・ 登下校途中にある各避難所 <p>可能な限り安全な空間を確保する</p> <p>衣類、かばん等で頭部を保護する</p> <p>車道や建造物等の近くからできるだけ離れ安全を確保する</p> <p>急傾斜地での地滑り等が予想される場所からは、できるだけ早く避難する</p> <p>交通機関を利用中は、指揮者となる運転手、車掌等の指示に従って避難行動する</p> <p>予想される危険物</p> <p>古い建造物、建設中の建造物、ブロック塀、石垣、自動販売機、崖付近、川岸、湖岸、橋上、ガス臭のする場所、火災現場、狭い道路、垂れた電線等</p>

(3) 校外指導時に地震が発生した場合

校外指導時に地震が発生した場合の行動

校外指導時に地震が発生した場合の行動(例)		
状況(想定)	教職員の指示等	児童生徒等の行動
(震度5強以上) 【初期微動】 ・動揺からパニックが起こることもあるので落ち着いて周囲の状況を見守る 【主要動発生】 ・歩行困難な揺れが数分間続く ・この間は、建造物の倒壊や瓦、外壁タイル、窓ガラス落下、電柱、自動販売機の倒壊等が予想される。危険物から離れ、安全を確保する ・急傾斜地等では地滑り、石垣、盛り土等の崩落等が予想される ・交通機関は甚大な被害を受け途絶する	建物の中では、落下物や転倒物から離れるよう避難誘導する 児童生徒等に安全確認の指示 児童生徒等の人員を確認し、負傷者がいる場合には応急手当 教職員または施設管理者等の指示に従い、最寄りの避難場所へ引率 避難場所、救護施設がない場合、安全な場所を確保し待避 必要に応じて119番通報し、救急車を要請 児童生徒等の安否の状況並びに避難場所の所在地等を速やかに校長に報告 避難場所では、避難場所の運営責任者である当該市町村職員及び警察官等の指示に従い児童生徒等の安全確保と保護に努める	頭部保護、低い姿勢、落下物や倒壊物の注意 周囲の安全確認を行い、可能な限り安全な空間を確保する 衣類、かばん等で頭部を保護する 車道や建造物等の近くからできるだけ離れ安全を確保する

(4) 夜間・休日に地震が発生した場合

学校の管理下外に地震が発生した場合

- ・学校の管理下外の夜間、休日に地震が発生した場合の児童生徒等の安全確保については保護者の責任において行う。
- ・教職員は、あらかじめ定めてある学校職員参集体制【1章 事前対策の1 (3) 教職員の配備体制】に従い、勤務校へ参集する。交通事情により勤務校に参集できない教職員は、近隣の学校に参集する。
- ・参集した教職員は、管理職の指示を受け、教職員及び児童生徒等の安否状況を確認する。
- ・参集できない教職員は、電話等の確実な方法で勤務校へ安否状況を報告する。
- ・児童生徒等の安否状況については、電話あるいは分担した地区の家庭訪問等を実施し、安否を確認する。
- ・また、児童生徒等も、可能な限り電話その他の確実な方法で、本人及び家族の安否状況を学校へ報告する。

学校の管理下に地震が発生した場合

宿泊を伴う活動、休日等の諸活動及び寄宿舎の利用等、学校の管理下に地震が発生した場合の安全確保については校長の責任において行う。

なお、諸活動の計画にあたっては、前項2 - (3)「校外指導時に地震が発生した場合」と同様に行う。

3 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

(1) 児童生徒等の帰宅、引渡しの判断

【1章 事前対策の 2-(2)-】であらかじめ学校と保護者等とで決定しておいた帰宅方法に基づき、通学路の安全確認及び二次災害の発生の可能性について十分な情報収集を行い、慎重に判断したうえで、保護者と連絡をとった上で、学校で保護・避難所へ避難・保護者に直接引渡し・集団下校等の判断を行う。

(2) 帰宅困難な児童生徒等の保護

残留する児童生徒等の保護

警戒宣言発令及び地震災害発生後は、交通機関を利用して通学する児童生徒等もとより、比較的学校の近くに居住する児童生徒等も住居の損壊等で学校に残留せざるを得なくなったり、保護者が怪我等の被害者となり迎えに来ることが困難なケースも予想される。

また、二次災害発生の恐れがあるときや通学路の安全性が確保されないケースも予想される。

学校はこのような帰宅困難な児童生徒等を保護する。

食糧等の提供

学校は、教育委員会等と協議し、学校において児童生徒等が数日間生活できるよう、【1章 事前対策の 4-(1)】に基づき、事前に災害用品として決められた場所に備蓄してある食糧、寝具等必要な物品をはじめとして発電機、非常用照明器具、暖房器具等を計画に基づき提供する。

4 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応

幼稚園

小学校

中学校

高等学校

特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、特別支援学校や特別支援学級だけではなく、通常の学級にも在籍している。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の障害のある子どもについては、【防災教育指導編 1章 防災教育の在り方】「障害特性に応じた必要とする主な配慮事項（P36）」を参照して対応してください。

ここでは、幼稚園・小・中学校及び高等学校に多く在籍していると思われる、発達障害のある（又はその疑いのある）子どもへの対応について示す。

(1) 発達障害のある子どもが災害時に困ること

発達障害のある子どもが抱えている困難は多岐にわたり、また個人によっても大きな違いがあるので一概に説明することはできないが、次にあげるような点が共通してもっている困難といえる。

災害時のような突発的な状況変化の把握が困難であり、臨機応変に対応することが困難。

同時並列的な情報処理や行動調節のための優先順位決定が苦手なため、適切な行動が取りにくい。

災害情報や避難情報などを自分の置かれた状況に照らし、適切に取舍選択し取り入れることが困難。

外見上は健常者と区別がつかないため、視覚・聴覚的な情報が当然得られているだろうと見られがちなので、逆に適切な情報提供を受けられないことがある。

特に発達障害児に見られる傾向として、災害後の混乱した状況に不応を起し情緒不安定になったり、行動面で退行的な現象が見られたりする。

(2) こんなときは、このように対応しよう

発達障害のある子どもは、見た目では障害があるようには見えないことがある。適切な対応をするにはコツが必要となってくる。家族など本人の状態をよくわかっている人に関わり方を確認することが大事である。

ここでは、いくつかの場面における発達障害のある人に対する関わり方を示した。

生活の変化に順応することが想像以上に苦手な場合が多いので、不安になって奇妙な行動をしたり、働きかけに強い抵抗を示すこともある。

してほしいことを具体的に、穏やかな声で指示する。

(例) 良い対応：「このシート（場所）に座ってください。」

悪い対応：「そっちへ行っては駄目」

スケジュールや場所の変更等を具体的に伝える。

(例) 良い対応：「（予定）はありません。 をします。」

悪い対応：黙って強引に手を引く

感覚の刺激に想像以上に過敏であったり鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞きとれなかったり、大勢の人がいる環境にすることが苦痛で避難所の中にいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもある。

居場所を配慮する。

(例) 部屋の角や別室、テントの使用など、落ち着くことができる居場所の確保について配慮する。

健康状態を工夫してチェックする。

(例) 怪我などしていないか、本人の言葉だけでなく身体状況を一通りよく見る。

話し言葉を聞き取ることや漢字を読むことが苦手とか、困っていることを伝えられないことがある。

説明の仕方を工夫する。

(例) 情報伝達の際には放送やマイク、拡声器で伝えるだけでなく、文字や絵、実物等視覚的な情報を使い、目に見える形で説明する。

表示・掲示板・掲示物の漢字にはルビをふる。

一斉放送だけでなく、個別に声をかける。

ポイントをしばり、簡潔に具体的に話しかける。

見通しの立たないことに強い不安を示す。学校の急な休み、停電、テレビ番組の変更などで不安になる。

安定したリズムで日常が送れるように、当面の日課の提案や空いた時間を過ごす活動の提示が必要である。

(例) 良い対応：筆記用具と紙、パズル、図鑑、ゲームなどを提供する。

悪い対応：何もしないで待たせる。

危険な行為がわからないため、地盤のゆるいところなど危ない場所に行ってしまったたり、医療機器を触ってしまったたりすることがある。

他に興味のある遊びや手伝いに誘う。

行ってはいけない所や触ってはいけない物がはっきりとわかるように「×」などの印をあらかじめ付けておく。

保健室や相談室などを利用したいと思っているが、利用方法などを理解できず利用できないことがある。

「何でも聞いていい場所」のような噛み砕いた表現で説明を添えるなど、どんな部屋なのか、どのように利用できる部屋なのか等が理解できるようにする。

教育委員会への被害状況の報告様式【様式1】

被害状況報告は、発生報告、中間報告、確定報告を次の様式により行う。

ただし、被害が甚大で次の様式による報告が不可能な場合は、口頭により報告した後、できるだけ速やかに次の様式による報告を行う。

被害状況報告							
地震発生後、直ちに第1回報告を行う。(把握している内容を記載)							
報告先	第 回報告		報告者氏名				
学校名	立	学校	TEL ()	FAX ()			
報告日時	月	日 ()	午前・午後	時	分		
災害対策本部設置状況	設置済		未設置				
児童生徒、教職員の状況							
<ul style="list-style-type: none"> ・上段は保護児童生徒数、下段は帰宅児童生徒数 ・「その他」は欠席等管理下外の児童生徒数または管理下において所在が不明な児童生徒数 ・()内は校外活動等で学校外にいる児童生徒、教職員数(内数) 							
学年等	在籍数		無事	軽傷	重傷	死亡	その他
第1学年		保護	()	()	()	()	
		帰宅	()	()	()	()	
第2学年		保護	()	()	()	()	
		帰宅	()	()	()	()	
第3学年		保護	()	()	()	()	
		帰宅	()	()	()	()	
第4学年		保護	()	()	()	()	
		帰宅	()	()	()	()	
第5学年		保護	()	()	()	()	
		帰宅	()	()	()	()	
第6学年		保護	()	()	()	()	
		帰宅	()	()	()	()	
合計	保護児童生徒数合計	-	()	()	()	()	
	帰宅児童生徒数合計	-	()	()	()	()	
	総 合 計		()	()	()	()	
負傷児童生徒の状況(原因、負傷程度)							
死亡児童生徒の状況(原因等)							
その他児童生徒の状況							
教職員の状況		在籍数	無事	軽傷	重傷	死亡	その他
・「その他」は所在不明者			()	()	()	()	
負傷教職員の状況(原因、負傷程度)							
死亡教職員の状況(原因等)							
その他教職員の状況							
食糧・飲料水	食糧()日分		飲料水()リットル				
寝具等の状況							
施設・設備の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況は該当欄に を記入 ・復旧の見込みは A 復旧不能、B 約1ヶ月、C 約1週間 					
施設名	全壊	一部半壊		設備のみ 損傷	被害なし	復旧の見込み (ABC 記入)	
		使用不可	使用可				
校舎							
屋体							
その他							
被害額							
地域等の状況		避難所となっている(避難者数 人)					
		避難所となっていない					
授業再開支障事項等							
その他特記事項							

学校施設被害の報告様式【様式2】 [市町村(組合)教委 県教育庁学校施設課]

被害金額報告書(速報)

平成 年 月 日現在

		(単位:千円)					被災年月日	災害名	都道府県名		
設置者名	学校名	施設区分						合計 C+D+E+F	被害の概要等		
		建物					工作物 D			土地 E	設備 F
		全・半壊 A		補修 B	建物計 C						
		面積(m ²)	金額		面積(m ²)	金額					
合計	校										

金額は調査中でもよいが、その場合は「調査中」と記載すること

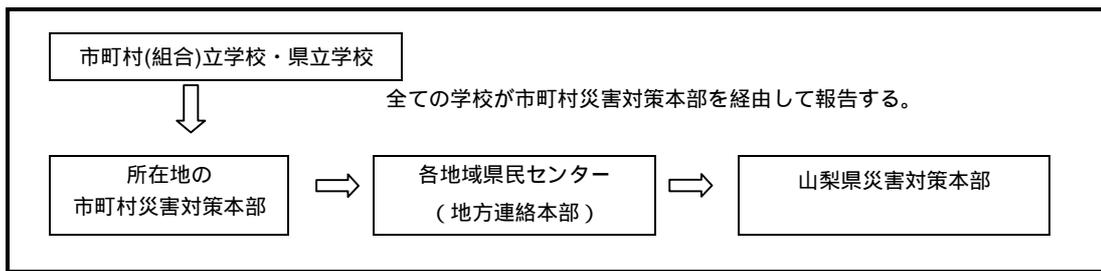
(3)市町村災害対策本部への連絡

市町村災害対策本部への連絡

学校は、教育委員会への報告の他に、学校所在地の市町村災害対策本部へ被害状況を報告する。

校長は、地震発生後、速やかに学校の施設等の被害状況を把握し、県立学校は山梨県地域防災計画、市町村(組合)立学校等は各市町村の地域防災計画に示された様式に従って、発生報告（把握できる範囲の内容で直ちに）、中間報告（災害対策本部の定めたスケジュールにより定時に）、確定報告（被害状況が確定し、応急措置が完了後直ちに）を行う。

市町村災害対策本部への情報の伝達フロー



(4)地域自治会等との連絡

地震等災害発生後、地域住民が学校へ多く避難してくることが予想される。このため、地域自治会自主防災組織や、地域安全委員会等とのあらかじめ整備された連絡体制に基づき必要な連絡を行い、連携及び協力を求める。

(5)その他の関係機関への連絡及びその内容

必要に応じて次の例に示すように関係機関と連絡をとり、情報収集に努め、状況を総合的に判断し、児童生徒等の安全確保を図る。

関係機関への連絡及びその内容

機 関 名	連 絡 内 容
警察署	通学路の安全確保、避難所の治安維持等
消防署	救急救命の要請、火災発生報告、消火要請、水利状況、救出要請
保健所	衛生状況の報告、衛生管理の要請等
医療機関・学校医	医師派遣要請、負傷者受入要請
公共交通機関	電車、バス等の運行状況
協力する隣接の学校等	学校教職員・児童生徒等の協力
地域の NPO 等	ボランティア要請等
報道機関・民間企業	必要な情報収集・情報提供

6 救護所対応

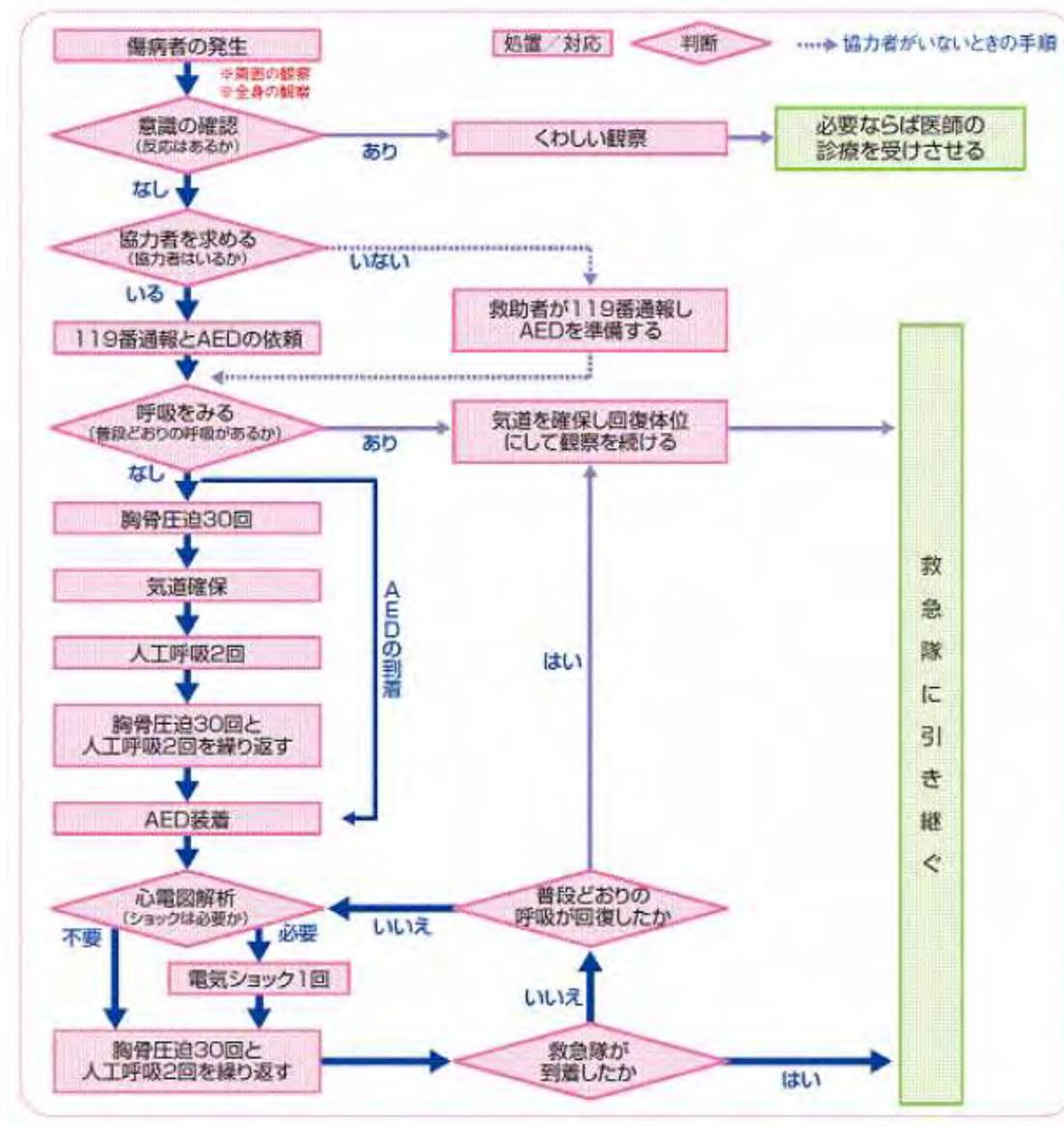
(1) 救護所の開設

地震災害が発生し、児童生徒等に負傷者が発生した場合、学校は、救護所を開設し、養護教諭を中心に救護にあたる。

(2) 救護所活動の開始

【1章 事前対策編の「4 救護体制の確立」】で事前に整備された救護用具及び医薬品等及び児童生徒等医療個人情報一覧表を利用して救護所活動を行う。

(3) 応急手当の方法



その他応急手当の方法については、日本赤十字社の「とっさの手当・予防を学びたい」のホームページ等を参照してください。

<http://www.jrc.or.jp/study/safety/index.html> (日本赤十字社ホームページ)

(4) 発生直後の子どもの心のケア

児童生徒等の健康観察と早期の対応

事前に作成されている配慮が必要な児童生徒の名簿、負傷した児童生徒等の名簿または教職員による健康観察をもとに、早期に見守りが必要な児童生徒等を把握し、対応を行う。

- ・ 災害直後 見守り必要性のチェックリスト

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf

- ・ 災害直後に起こる児童生徒等の急性ストレス症状を理解した上で、保護者と連携をとり、できるだけ言葉かけをし、じっくりと児童生徒等の言葉に耳を傾け、思いを聴きとる。

- ・ 保護者や教職員ができるだけ寄り添い、心身ともに安心できる環境を整える。

参考資料

- ・ 東北地方太平洋沖地震メンタルヘルス情報サイト

http://www.ncnp.go.jp/mental_info/index.html

- ・ 被災した子どもの支援をする方々へ ～急性期の心理的なサポートについて～

日本児童青年精神医学会・災害対策委員会

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_childs_02.pdf

急性期の心のケア

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_care.pdf

7 施設、設備、備品等の安全確認

(1)教職員、児童生徒等の安全が確認できた後の施設設備の安全確認

災害発生後の校内巡視

学校施設・設備の安全確認等は、主に、二次災害の未然の防止と教育の機能保持を目的として行うものである。

巡視時はヘルメットを着用するなどして身の安全を確保し、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープ、点検チェックリスト(1章 事前対策の5-(1))等を持って、校内を巡視する。

火気・薬品を使用する教室の優先巡回

火気を使用する教室や、薬品等危険物を取り扱う教室等を優先的に巡視し、初期消火が可能な発火に対しては、消火活動を行う。

理科室・家庭科室等については、化学薬品・包丁等が放置されているか否かを確認する。放置されている薬品等は格納し、施錠する。

危険箇所の確認と立入禁止の措置

校舎等が倒壊していなくても、鉄骨が破断したり、建物が傾いたりしている場合には、余震により崩壊する可能性があるため、そのような場所には、「危険につき立入禁止」の掲示を行うとともに、トラロープ等により、立入禁止の措置をとる。

危険箇所の応急措置

ア 窓ガラス等

破損、ひび割れしているガラスの枚数が多い場合は、紙やダンボール等で補修する。少ない場合は、シールを貼るなどの応急措置を行う。

イ 横転しかかっている備品

ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等など、横転しかかっている備品等は、横に寝かせて安定させる。

建物の安全度自己診断

地震被害を受けたコンクリート造の建物の安全度の評価は、次に示す自己診断表により、応急的に診断することができる。ただし、あくまでも応急的診断であるため、被災建築物応急危険度判定士の診断を早急に受ける必要がある。

また、建造物の出入り口に「危険」「要注意」の表示をし、児童生徒等が建物に近づいたり立ち入ったりしないよう、規制する措置を講ずる。

コンクリート建造物の自己診断表

	チェック内容	該当事項	A	B	C	D	E
1	建物周辺で、地滑り、崖崩れ、地割れ、噴砂、液状化が見られるか	Aいいえ B見られる C多く見られる					
2	建物が沈下したり、建物の周辺の地盤が沈下しているか	Aいいえ B 10 cm以上沈下した C 20 cm以上沈下した					
3	建物が傾斜していないか	Aいいえ B 傾斜したような気がする C 明らかに傾斜した					
4	床が損傷を受けているか	Aいいえ B 傾斜したような気がする C 明らかに傾斜し、下がった					
5	柱が損傷を受けているか	Aいいえ B コンクリートが剥離した C 大きな亀裂が入った D 鉄筋が見える E 柱がつぶれた					
6	壁が損傷を受けているか	Aいいえ B コンクリートが剥離した C 大きな亀裂が入った D 鉄筋が見える E 壁が崩れた					
集 計	(A ~ E の数をそれぞれ記入)						
診 断	「危険」・・・C以下が一つでもある場合 立ち入り禁止 「要注意」・・・B以下が一つでもある場合 細心の注意のもとで立ち入り可		危 険 ・ 要 注 意 いずれかに				

非構造部材の安全点検

天井材、照明器具、家具等非構造部材の被害状況の確認にあたっては、【H2.3 文部科学省 非構造部材の耐震化ガイドブック】を参照しながら事前に各学校において作成した安全点検チェックリストにより点検を実施する。

各学校における安全点検チェックリストの作成については、【1章 事前対策の5 - (1) 非構造部材の点検】に記載してあります。

【学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック】については、以下の文部科学省ホームページにおいても閲覧が可能です。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

(2)二次災害の発生防止

学校は、地震災害発生直後に、7 - (1) に沿った安全確認の結果を基に危険物等による二次災害の発生を防止する措置を講ずる。

また、できるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による応急危険度判定を受けることが必要である。

8 災害発生直後の学校を避難所として使用する時の対応

避難所の管理・運営は、当該市町村の行政職員が従事すべきものであるが、災害発生直後においては、市町村行政職員による対応が困難な場合も想定される。

このため、学校教職員が重要な役割を担うとともに、避難所運営業務についても支援することとなる。

(1) 避難所の開設

学校施設の安全の確認

災害発生後、避難所を開設するに当たって、学校教職員は、体育館、校舎等の安全を確認する。安全確認をするまでの間、避難者を安全な場所で待機させる。

なお、荒天時（雨天・降雪時など）は、学校施設の安全が確保された場所で随時、待機させる。

避難所施設開放区域の明示

学校教職員又は市町村防災担当者は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、あらかじめ定めてある避難所使用除外施設への立ち入り禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導する。

学校を避難所として利用するための応急対策

避難者に対してトイレ、ごみ集積場の場所等を表示するとともに、破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に、公道と校舎入口の間については、救急車輛、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

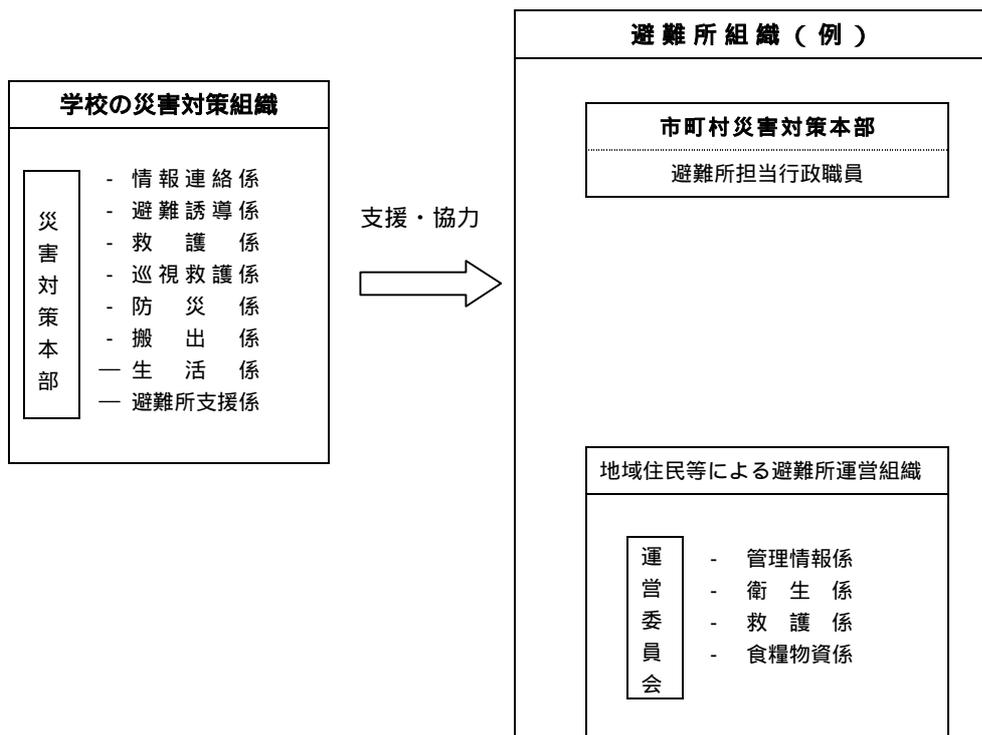
市町村災害対策本部への連絡

学校教職員又は市町村防災担当者は、市町村災害対策本部へ避難所開設を報告する。

(2) 避難所となった学校における教職員の役割

教職員の本来の任務は、児童生徒等の安全確保並びに学校の教育機能の維持にあるが、避難所の管理・運営業務等について支援する必要がある。校長は、自校の地震防災組織を、地域住民による避難所運営組織と連携させ、避難所運営組織の避難所運営及び管理活動が円滑に機能するよう努めるとともに、初動期において学校教職員は避難所の運営や支援に積極的に参加し、協力していくことが望まれる。

避難所運営組織と学校とのかかわり (例)



(3) 避難者自治組織の設立の支援

自治組織設立の支援

避難所の運営は、時間の経過とともに、教職員の支援による運営から市町村防災担当者を含む避難者自身による運営に移行させる。

設立当初、教職員は避難所運営組織の中心となって活動し、支援・協力を行っていくことが、地域住民等による避難所運営組織のスムーズな移行に繋がっていく。

当該市町村防災対策部局は、地域自主防災組織を構成する地域住民の代表者などを中心に学校の代表者も含めて、次に示す例のような地域住民等による避難所運営のための自治組織をあらかじめ編成すべきである。

各避難所の運営は、この組織によって行われる。

地域住民等による避難所運営組織とその役割（例）

地域住民等による避難所運営組織とその役割（例）		
避難所運営委員会	所掌業務	構成
	次の事項について協議し、円滑な避難所運営を図る ・避難所の自主的な管理運営 ・避難・誘導 ・情報の受伝達 ・食糧・飲料水・生活物資・救護物資の集積、調整 ・福祉・ボランティア活動の組織・調整 ・救護・防疫 ・防災訓練 ・その他必要な事項	役員 自治会長、副自治会長、避難所運営行政担当者、民生委員、学校長、教頭、PTA代表、等 委員 町内会長、校医等医師、地区消防団代表、保健指導員、青少年指導員、PTA副会長、避難所に指定された学校の教職員代表、等

係	非常時	平常時
管理・情報係	避難誘導（安全確認、誘導、災害弱者の避難誘導） 避難所開設（鍵の開錠、施設安全確認、避難所運営係の設置） 情報収集・伝達（通信機器の確認、被災状況の把握、市町村災害対策本部との連絡、避難所内の情報受伝達、避難所内の取り決めの広報） 備蓄庫（防災資機材等の搬出） 避難者名簿の作成 安否確認 ボランティア連絡調整 テレビ設置及び新聞掲示等による生活関連情報の提供 公衆電話の設置	・避難経路確認 ・寝たきり老人、独居老人、身障者等災害弱者の把握 ・防災資材機材の管理 ・情報伝達機器類の操作習熟 ・各係との連絡調整 ・収容計画策定
衛生係	トイレ衛生管理（トイレの清掃、水洗用水管理、校庭仮設トイレ設置、管理、） 衛生・美化管理（ゴミ収集、収集場所開設、環境美化）	・用具の管理
救護係	救護（応急手当、緊急医療救護機関との連絡、重傷者の連絡、移送補助） 老人・幼児・妊婦・障害者等の保護 避難者の健康管理	・応急救護方法の習得 ・医療機関との連絡
食糧・物資係	水（貯水状況の確認、飲料水の管理配給） 食糧（備蓄食糧の配布） 食糧（食糧必要量の把握、救援食糧收受・管理、簡単な調理、食糧配布） 毛布その他の物資（必要な生活物資の把握、連絡調整、配布）	・非常用飲料水食糧の管理 ・避難所の給食施設の把握 ・大量且つ簡単な食糧調理の知識習得 ・非常時の生活必要物資の検討

避難者名簿（例）

避難者名簿（例）						
氏名家族構成性別	年齢	住所・町内会名・役	利用施設	退所先	健康	備考
郎 / 夫 / 男	38	甲府市 / 町内会長	体育館	未定		
子 / 妻 / 女	35	"	"	"		
太 / 子 / 男	9	"	"	"		小学校
雄 / 独 / 男	84	甲府市	和室		高血圧	

(4) ボランティア活動

生徒のボランティア活動 中学校 高等学校

・生徒が避難所での様々な奉仕作業への参加を通じて、災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。生徒から自発的に申し出があった場合は、危険を伴わない活動に従事するなど、教職員の直接の指揮下に置く。

生徒のボランティア活動例 中学校 高等学校

・活動例は、復旧作業の手伝い、物品の配布補助、高齢者・負傷者・特別な支援を必要な者等の介助の補助、幼児・児童の話し相手等である。

平成26年3月版

山梨県学校防災指針

学校の災害対策編

(学校防災管理マニュアル作成指針)

4章 災害からの復旧

(教育活動再開に向けた対応)

平成26年3月

山梨県教育委員会

目 次

学校の災害対策編 4章 災害からの復旧		ページ
1 授業の再開	(1) 児童生徒等の被災状況等の把握	2
	(2) 教職員の被災状況等の把握	2
	(3) 施設設備等の確保	3
	(4) 教育環境の整備	3
	(5) 教育委員会の役割	3
	(6) 教育活動の再開の決定及び連絡	3
2 心のケア	(1) 子どもの心のケア	4
3 避難所が長期化した場合の対応	(1) 避難所の開設期間	7
	(2) 教育委員会の対応	7
	(3) 教職員の負担軽減への配慮	7

1 授業の再開

(1) 児童生徒等の被災状況等の把握

- ・ 児童生徒等及びその家族や住居の被災状況等を把握する。
- ・ 児童生徒等の避難先を把握し、一覧表を作成する。
- ・ 緊急時の転出入の取扱いについては、国及び県から出される通知に従い柔軟に対応する。
- ・ 緊急に他校へ転出する場合は、保護者等が学校へ連絡するよう、あらかじめ指導しておく。

児童生徒等の避難先一覧表 (例)

年 月 日現在								
学年組	番	氏 名	性別	保護者名	自宅住所 自宅電話 携帯電話	避難先 電話	生徒の状況 家族の状況	通学方法

(2) 教職員の被災状況等の把握

- ・ 教職員及びその家族や住居等の被災状況等を把握する。

教職員の避難先一覧表 (例)

年 月 日現在						
職	氏 名	性別	自宅住所 自宅電話 携帯電話	避難先 電話	本人の状況 家族の状況	通勤方法

(3) 施設設備等の確保

- ・教育委員会と協議し、被災建築物応急危険度判定士に危険度の判定を依頼し、使用可能な施設を明らかにする。
- ・教育活動再開のために最低限必要となる教室、管理のための職員室、校長室、事務室、救護のための保健室等が確保できるか確認する。
- ・学校施設の被災状況が著しい場合は、教育委員会と協議し、学校外の公共施設等を使用して教育活動を実施できるか協議する。
- ・上・下水道、電気、ガス、電話等、ライフラインの復旧状況を把握し、早期に教育活動が再開できるよう関係機関に要請する。

(4) 教育環境の整備

- ・PTA等と協力し、通学路の安全確認を行う。
- ・教科書の滅失及びき損状況を把握するとともに、国及び県の通知に従って不足教科書の確保に努める。
- ・教科書が給与されるまでの間は、教職員が作成した教材等による学習を実施するなど工夫する。
- ・使用できる施設が不足する場合は、二部授業や、他の公共施設、公園等における青空教室も検討する。
- ・非常時の実態に即した暫定的なカリキュラムを編成する。
- ・必要に応じて、大学などに在籍する学生ボランティア等に、教育活動への支援を要請する。

(5) 教育委員会の役割

- ・教育委員会は、授業再開にあたり、次にあげる事項等について対応し、授業再開の方法、学校の運営、授業再開の決定等について校長を指導、援助する。
 - 校舎等の学校施設の復旧あるいは仮設校舎の建設、代替施設等の提供
 - 所管する学校間の教職員の応援態勢の確立と、他の教育委員会との調整
 - 教科書、学用品等の給与
 - 避難所と教育活動の場としての学校施設の調整

(6) 教育活動の再開の決定及び連絡

- ・校長は、通学路、施設、児童生徒等、教職員の状況を総合的に判断し、教育委員会に協議の上、教育活動再開の時期を決定する。
- ・児童生徒等及び保護者への連絡は、地域防災無線放送や報道機関を活用するとともに、校区内に貼り紙をするなどして連絡する。
- ・避難所として学校を利用する避難住民との混乱を避けるために、学校の教育活動再開の方針について、避難所運営組織を通じて避難住民に協力を要請する。

2 心のケア

(1)子どもの心のケア

児童生徒等は災害の体験により、心に様々な傷を受けストレス反応等の症状が現れる。教職員は、保護者と連携をとり家庭での状況を把握するなど、児童生徒等の心の健康に十分に留意するとともに、学校医及びスクールカウンセラー等と連携をとるなかで、回復のために的確な対応をする。

学校再開時に心がける基本的な事項

- ・「みんなで一緒にすごせて、楽しい学校」をコンセプトにすべての取組を行う。
 - ・可能な限り、「学校が安心で安全な場所」と感じられる工夫を行う。
 - ・児童生徒等の状況に応じて、教育課程の修正や学習環境の配慮を行う。
 - ・過度な頑張りによる心身のダメージを防ぐためにリラクゼーションを取り入れ、休憩時間の確保等を柔軟に行う。
 - ・心の安定を取り戻すため、災害に伴う体験を表現することは大切である。児童生徒等が自らの体験を表現した場合には、受容的な態度で聴き、安全感や安心感を得られるよう声かけをする。
 - ・「大丈夫?」「無理しないで」といった安心感を与えるような言葉かけを行う。
-
- ・以下の状態が見られる場合は、専門機関への紹介を検討する。
 - a 不眠症状が続く。
 - b 食欲の低下が持続し、体重が減少している。
 - c 不登校、引きこもりが、長期化している。
 - d 抑うつ症状、PTSD症状、解離症状が続いている。
 - e 自殺念慮や自殺企図が認められる。

児童生徒等の心のケアの基本的な進め方

- ア 児童生徒等の実態把握
被災状況や、観察、問診とともに、チェックリストなどを利用すると良い。
- イ ストレスに関する学習とリラクゼーション体験
ストレスマネジメント教育の指導案を利用すると良い。
競争を伴わず、仲間と笑いながら活動、遊びや生産的な作業を通して、心の回復力を高める。
- ウ 児童生徒等に対する個別面接
回復のために役立つ要素の確認やハイリスク児童生徒等の把握を行う。
いつでも相談できるという安心感を与える。
- エ 児童生徒等の状況変化の確認と専門的ケアの必要な児童生徒等の支援、他機関と連携
時間経過にともなった心理的影響の変化を確認する。
- オ スクールカウンセラーの利用
実態把握やストレスマネジメント教育、個別面接などにおいて、教職員の支援として利用する。

相談体制の確立

教職員は、まず、保護者と十分な連携をとることが大切である。また、事前に確立した相談体制に基づいて学校医、スクールカウンセラーと連携をとり、児童生徒等の心のケアにあたる。さらに、状況に応じて、医療機関等専門機関への紹介を検討する。

「心のケア」に係る参考資料

文部科学省 子どもの心のケアのために ―災害や事件・事故発生時を中心に―

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

東北地方太平洋沖地震メンタルヘルス情報サイト内資料

災害 子どもの悲観ガイドブック（教育者、保護者向け）

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_childs_guide.pdf

災害 子どもの心のケア（一般支援者向け）

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_childs.pdf

災害 子どもの保護者向けリーフレット

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_childs_guardian.pdf

災害 障害児への対応の手引き

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_handicapped_child.pdf

災害 発達障害をもつ保護者の方へ

http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_handicapped_child_guardian.pdf

岩手県立総合教育センター>いわて子どものこころのサポート

http://www1.iwate-ed.jp/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html

東北地方太平洋沖地震と心のケア日本心理臨床学会・支援活動委員会

<http://heart311.web.fc2.com/index.html>

心のケア（図解） PTSD 関係

災害や事件・事故に子どもが遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、「その時の出来事を繰り返し思い出す」、「遊びの中で再現する」などの症状に加え、「情緒不安定」、「睡眠障害」などが現れ、生活に大きな支障を来すことがあります。こうした反応はだれにでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が4週間以上長引く場合を「外傷後ストレス障害〔(Posttraumatic Stress Disorder)〕（以下「PTSD」という。）と言います。そのため、日ごろから健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして、問題の早期発見に努め、子どもや保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と対応を図ることが大切です。



(出典：『学校の危機管理マニュアル』改訂版 文部科学省 2007年一部改変)

3 避難所が長期化した場合の対応

(1) 避難所の開設期間

避難所の開設は、災害の発生した日から7日以内とされ、特別な場合は厚生労働大臣の承認が必要である。

実際には避難所開設が長期間に及ぶこともあり、東日本大震災では、避難所（学校）から全ての避難者が退去したのが、発生から5ヶ月後（8月中旬）だったとの報告が行われている。

(2) 教育委員会の対応

学校設置者である当該教育委員会は学校におかれた避難所が長期化すると予想される時は、当該市町村に避難所の早期解消を要請し、長期間学校が使用できないときは、代替施設等の確保に努めると共に、各学校に二部授業の実施等を指示する。

(3) 教職員の負担軽減への配慮

教職員の避難所運営管理業務への支援、協力は、災害発生後の初期段階における緊急対応に限定し、学校が、教育活動の再開に向けて迅速に取り組みを開始できるように配慮すべきである。

そのために、学校は設置者である当該教育委員会を中心に連携し、地域住民等による避難所運営組織の編成や、避難所管理運営業務に当たる行政職員の人員・役割等の明確化を、当該市町村に対してあらかじめ要請する必要がある。